

総合計画基本構想審査特別委員会記録

○開催日時

平成26年12月24日 午前10時～午後2時53分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（11人）

委員長	持原秀行	委員	谷津由尚
副委員長	下園政喜	委員	小田原勇次郎
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎
委員	福田俊一郎	委員	帯田裕達
委員	井上勝博	委員	森満晃
委員	中島由美子		

○欠席委員（1人）

委員 江口是彦

○その他の議員

委員 上野一誠

○説明のための出席者

企画政策部長	永田一廣	教育部長	中川清
企画政策課長	上大迫修	教育総務課長	鮫島芳文
		学校教育課長	原之園健児
総務部長	今吉俊郎	文化課長	岩元ひとみ
財政課長	今井功司	市民スポーツ課長	坂元安夫
コミュニティ課長	十島輝久	社会教育課長	橋口誠
市民福祉部長	春田修一	少年自然の家所長	上村実行
商工観光部長	末永隆光		

○事務局職員

議会事務局長	田上正洋	主幹	久米道秋
主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一	議事グループ員	柳裕子

○審査事件

議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

- ・ 第2編基本構想 第3章政策展開の基本方針について

ア 政策5 次世代を担う人と文化を育むまちづくりについて

イ 政策6 市民みんなで考え、行動するまちづくりについて

△開 会

○委員長（持原秀行）これより総合計画基本構想審査特別委員会を開催いたします。

定数12名、現在員12名、出席11名、欠席1名であります。欠席の1名は、江口委員が欠席の届け出であります。

よって、定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△議案第111号 第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

○委員長（持原秀行）それでは、11月20日の委員会に引き続き、審査を一時中止しておりました議案第111号第2次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについてを議題とします。

本日は、基本構想の政策展開の基本方針のうち、5及び6について審査を行います。

なお、審査に当たっては、この政策展開の基本方針に基づき、基本計画の施策ごとに説明を受け、質疑を行うことといたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

△政策5 次世代を担う人と文化を育むまちづくり

○委員長（持原秀行）まず、政策5に基づく基本計画の施策1について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、お手元に資料6を準備いただきまして、39ページをお開きください。

政策5、教育文化ですが、「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」。施策の1、「未来をたくましく生きる力を育む教育の推進」でございます。

39ページ上段の現状と課題の部分ですが、①におきまして、これまで取り組んできたことを書

いた上で、今後も引き続き、小中一貫教育を推進するとともに、学校と家庭が一体となる取り組みを推進していく必要があるということを①に記載をさせていただいております。

②におきましては、ICTの活用教育など地域に根ざした本市独自の魅力ある教育を実施しており、今後も改善しながら、さらに推進していく必要があること。また、②の2段落目におきましては、行きたい学校づくりを推進する必要があること。三つ目には、体力づくりなどの取り組みを進めるとともに、全国と比較するとさらに改善、指導が求められる現状を述べた上で、最後の段になります。家庭や地域、関係機関等と連携しながら体力の向上や健康の保持増進に向けた取り組みを充実させる必要があるということを②で記載しております。

③におきましては、冒頭いろいろ書いてありますが、安全教育や防災教育の充実を図る必要があること。2段落目には、老朽化が進む施設の計画的な改修・改築を進めるとともに、教育内容に応じた設備等の充実を図っていく必要があることを書いてございます。さらに、三つ目の段落におきまして、小・中学校の再編に関しまして望ましい教育環境づくりを進める必要があるということで、今後につきましても検討を加えることの必要性を記述しております。

右側の施策の展開方向となりますが、これにつきましては、課題に対応し、三つの整理をいたしております。

①の小中一貫教育の推進におきまして、一つ目のひし形の部分になりますが、小中一貫教育を推進すること。また、地域との連携によるふるさと教育の充実を努めることが一つに書いてございます。二つ目のひし形につきましては、学力向上を図りながら、豊かな人間関係を築く力や、自分の思いや考えを適切に表現する力を身につけていくことを重点的に取り組むことを記載。

②の知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進につきまして、複数記載してございますが、一つ目には、自ら学び、磨き高め合う授業づくりを行うこと、ICTの活用などや英語教育の推進など時代の変化に対応した教育を推進することを。三つ目には、いじめのない学校づくり、いじめ問題を考える授業を実施・公開していくこと。四つ目には、スクールソーシャルワーカーな

ど相談体制の充実に取り組むこと。五つ目には、一校一運動に取り組むことのほか、体力・気力づくり、保健指導等に関します教育の充実を図ることを。六つ目には、虫歯予防の観点からフッ化物洗口につきまして、幼稚園、小・中学校まで実施していくことを。最後になりますが、小1のプロプレムの解消を図ることを記載してございます。

③の教育環境の充実につきまして、施設等でございますが、一つ目には、計画的な改修・改築を進めることを。二つ目に、東郷地域におきまして、小中一貫校の整備を進めることを。三つ目には、教具・教材の整備やICT関連設備の整備を充実させることを書いてございます。さらに、最後につきまして、児童生徒にとって望ましい学校教育を考え、学校の再編等をさらに進めますということを記載してございます。

これによりまして、左側、めざす姿につきましては、充実した環境のもとで、知・徳・体の調和のとれた「未来をたくましく生きる力」が育まれているという基本目標でございます。

このための成果指標、目標値については五つでございます。一つ目に、学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒に直接的な感覚を100%に極力近づけること。二つ目、三つ目につきましては、標準学力検査、また、体力・運動能力検査等、全国との比較におきまして、その水準を高めていくことを。四つ目には、フッ化物洗口の実施校を19校から48校に広げることを。最後、中学生の不登校生徒の出現率につきまして、下げることを記載してございます。

次に、役割分担の部分は40ページ下段になりますが、市民の部分では、「(市民)、(地域・団体)、(学校)」の三つに区分けをしておりますが、「(市民)」の部分では教育活動のほうに協力をお願いしたい。また、家庭学習の充実や基本的な生活習慣の確立に努め、家庭教育の向上に努めていただきたい。「(地域・団体)」におきましては、教育活動に支援をお願いするということと、地域ぐるみでの子育てに努めていただきたいということ。「(学校)」におきましては、教職員の指導力向上及び信頼される学校づくりに取り組むこと。また、地域とともにある学校づくりに取り組むことを記載。

行政の部分では四つでございますが、小中一貫

教育を柱とした教育施策を展開することを。保護者等へのきめ細かな支援体制づくりを進めること。学校環境の整備に努めること。それと、相互の関係機関等を含めたネットワークづくりに取り組むことを役割分担で記載したところでございます。

企画政策課から以上でございます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）現状と課題のところです。

①、「中1ギャップの解消や学力向上」という後に、「今後も引き続き小中一貫教育を推進する」とありまして。今後の施策の方向性の中に小中一貫教育の推進とあるわけですけど。本市の小中一貫のコンセプトというのは、まずは東郷地域でこれ実現するという今の位置づけになってるんですけど。その後は、どんどんこれを全市に拡大するというコンセプトがあるんでしょうか。

○教育部長（中川 清）この小中一貫校の推進につきましては、現在、全中学校区で連携型の小中一貫校の整備がもう構築をされております。その延長線上に、今回の再編の協議の中で東郷地域については、施設の老朽化あるいは東郷幼稚園等につきましては、急傾斜地の地域もあるというようなことも踏まえまして、この施設整備をあわせてやったということでございますので。とりあえず今、連携型のものが構築をされておりますので、ここの記述としましては、引き続き連携型の教育の推進を図っていくというものを中心に据えております。

ただ、一方で位置づけられました東郷地域については、5年間の前期の基本計画の中で、何とか開校までこぎつけたいというようなこともありまして、こういう位置づけをしているところでございます。次のところで、また東郷地域以外に小中一体型の施設整備を進めていくという考えは、現在のところ持ち合わせてございません。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）小学校と中学校が相互に連携、補完し合いながらという非常に具体的に解釈が難しいと思うんですけど。向こう10年間の総合計画の中のこういう文章があるとすると、大体の市民の方は、東郷でまず始まるということは現実的にもう御理解いただいていると思うんですけど。そのことがわかっておられない市民の方がもしこ

れを見られたときに、ああ、これ全市的にするのかと。その辺の解釈の、正しい解釈にならないところがちよっと懸念をしまして、こういう質問をさせていただきました。

小中一貫教育ちゅうても、いろんなパターンがあるわけですし、包括的にこういう表現をなさるのはいいんですけども。向こう5年、向こう10年間のことであるのであれば、ここに「小学校、中学校が相互に連携、補完し合いながら小中一貫教育を推進し」という文言はこれ残されていいんですけど。この後に具体的な、まずは東郷地域でこれを小中一貫校として、向けて活動していきますとか、そういう文章があったらちよっときちんとかかるのか、理解が進むのかなと思ったものですから、ちよっとこういう質問しましたが、いかがですか。

○教育部長（中川 清） この小中一貫校の啓発のあり方、先ほど申し上げましたとおり、小中一貫校の教育の推進というものについては、大きくは連携型で今、現在進めていると。ただ、先ほど申し上げましたとおり、その中で東郷地域については施設の老朽化等もありまして、言い方は少し変になるかもしれませんが、特別に一体型ものを整備をしてるということでございますので、ここの内容の全体の進め方については、教育委員会のほうでもリーフレット等をつくっておるんですが、なかなかこれを市民の皆さん方のほうに十分理解をされているのかっていうところ、保護者の方々には一定の理解はあるのかなというふうに思いますが。この辺の啓発については、今後また広報紙ですとか、あるいはいろんな啓発の仕方があるかは検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） いいですか。ほかにありませんか。

○委員（成川幸太郎） ちょっと教えていただきたい。一校一運動による体力づくりっていうことで取り組まれてるっていうこと。また、今後もそれを取り組んでいくっていうことですが、大体今、各学校でどういった一運動っていうのが取り組まれてるのか、わかってりゃ教えていただければ。

○学校教育課長（原之園健児） 各学校で一校一運動に取り組んでいただいているものにつきましては、一輪車であったり、縄跳び運動であったり、

朝の持久走であったりというようなことで、学校の規模であったり、あるいは伝統的なものを通しながらやっております。ただ、本市においては、綱引き等は全ての学校で取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） いろいろとICTだとか、英語教育だとか一貫校だとか進められているわけですけども。子どもたちの保護者から見たときに、やっぱり落ちこぼれがないっていうか、誰でも一定のやっぱ学力が身につくという、社会に出たときに社会人として通用できる子どもたちを、全員そういうふうな子どもたちを育てていくという観点っていうか、いわば落ちこぼれがない、そういう学校づくりという点では、この中でどのように読み取っていけばいいんでしょうか。いろいろ先進的な事例はあるんだけど、やっぱりそういう下から支えるという点での教育っていうのは非常に大事だと思うんです。それが一つと。

それからもう一つ、小1プロブレムっていうのがあって、解説の中には、小学校に入学したばかりの子どもたちが集団行動がとれないとか、授業中に座ってられないとかっていうのを解消するんだっていうことなんです。

本来、幼稚園とか保育園に行ってる子どもたち以外にも小学校に上がってくるわけで、そういう子どもたちは、いわばそういう集団活動、行動にはやっぱりなれていないわけであって、そういう子どもたちをある程度、学校で学べるような、そういう忍耐力というか、そういうものをつけていくのが小学校1年生だと思んですけども。小学校1年生の子どもたちの教育というのを充実させるという方向で、小1プロブレムの解消というふうに言っているのではないような気がするんです。幼稚園、保育園と小学校の連携って書いてありますので、幼稚園、保育園に行ってる子どもたちを対象にしてるっていうふうに見えるんですけども。そこら辺はどうなんでしょうか。

○教育部長（中川 清） まず、基礎学力等の観点につきましては、施策の方向性、①の二つ目のひし形のところで、「9年間を見通した各教科のカリキュラムに基づく学力向上を図りながら、豊かな人間性を築く力の、重点的に取り組みます」と。ここは、小中一貫校の教育の推進のところに書いてありますが、それを、いわゆる9年間を通した

事業を展開することによって、より充実した基礎学力の構築を図りたいという思いで記載をさせていただきます。

それから、その2番目、その下ですが。「知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進」。この中にも「基礎・基本を活用する力を育むために、自ら学び、磨き高め合う授業づくりに努めます」という項目で、今、委員の御指摘については、私どもとしましてはここに規定をしたというつもりでございます。

次に、小1プロブレムの観点でございますが、おっしゃられたようなものについては、近年、こういった問題、家庭教育のあり方というものもありますが、そういった問題点もありますので、十分、小1の学年のときにはそういったものも配慮しながら進めていくわけですが、早い時期にこういったものを情報収集し、情報の共有化を図る中で対応していきたいというものを含めまして、幼保小連携、交流を積極的に行い、小1プロブレムの解消に努めていきたいということでございます。委員のおっしゃったものについては当然のことでございますので、それを踏まえて、一步まだその予防的な観点で進めたいという思いで、ここに記載をしてあるというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員（井上勝博）それともう一つ。中学校を卒業して高校に上がっていったり、または就職されたりということになるわけですが。やはりいわば権利教育といえますか、例えば働く場に行ったときに労働基準法を知らないってということによって、サービス残業とかいろんな不当な扱いに対して、自分でそれを対処できないと。で、職場をすぐやめていってしまうとか、そういった問題点があると思うんです。そういうことに対して、労働基準法をきちっと勉強させておくべきなんじゃないかっていうふうな識者もいらっしゃるわけですが、そういった教育っていうのは重視されるんでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児）学校におきましては、基本的には学習指導要領にのっとって学習を進めております。ですので、労働基準法について深く学んだりという機会は少ないのではないかと考えております。

○委員（井上勝博）やっぱり、きちっとした社

会人になるために必要な知識ですよ。やっぱり労働基準法っていうのは。そういったものが、やっぱり教育の中で位置づけられるということが、学習指導要領にはそういうのが位置づけられてないということであるならば、それはちょっと独自に市としても考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。意見です。

以上です。

○教育部長（中川 清）それぞれの習熟度において、どのステージで、どういう教育をするのかっていうのが教育課程の中で定めてあるわけです。ですから、小・中学校の段階で、どういう形でそれを授業として取り組むかっていう問題は、また別の議論になるかと。今ほどおっしゃいました授業の分については、例えば人権の教育、ここにありますように、いじめがないとか、あるいはそういった根底となるもの。今、委員がおっしゃったような基礎となるようなものは、その人権教育の中で十分ステージごとに授業として展開してるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（中島由美子）基本的なものっていうのはこの中に網羅されてるのかなと思います。今回、大学入試が何か見直しをされていくってことで、そのあたりでやはり基礎・基本っていうものが大変充実になってくるということ。それから、自分でしっかり物が言えることっていうのも何か問われていくようなことを言っていました。そういう意味では、小中一貫教育とか、ここに書かれているのがきちっとできれば、しっかりと対応していけるのかなと思いますが、そのあたりどのように考えておられるかっていうのが1点。

それから、少し気になるのが、フッ化物洗口実施校っていうのを、目標値が全学校っていうことになって、これは当然の目標値だと思うんですが。フッ素洗口については順次健診でもしっかりなされて、自分的には違和感はなかったんですが、教職員の間ではまだまだフッ素洗口に対して反対の声というか、ちょっとそうじゃないんじゃないかっていう声があると思うんですけれども。そのあたり、どうなっているのか、現状。48校っていうこの目標が達成していけるのかどうか。そのあたりを教えてください。

○教育部長（中川 清）1番目については、これまでお答えしていましたように、特に小中一貫

教育の推進、9年間の中の仕組みをしっかりとしていきたいと。教育再生会議の中でも議論がありましたとおり、2016年には、今、小学校、中学校、この二つだけの学校種であるものが、これらの連携型あるいは一体型の小中一貫校という学校種ができる。私どもはこれの、いわゆる制度設計を見ながら東郷地域の小中一貫校の整備の補助も検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

ですから、ここにはいろいろ書いてございますが、小中一貫校という今までの9年間の切り分けをしながら、その中で十分充実した授業の展開が、それを連携をしながらやっていきたいという思いで1番目に記載しているところでございます。

二つ目のフッ化物洗口の分については、おっしゃるとおり、教職員の中から一部反対の御意見もあります。それは、いわゆる市民福祉部でそれぞれのステージごとにフッ化物の、もう塗布の作業をしておりますので、安全性については特に問題はございません。これ、私、市民福祉部長のときから——このフッ化物洗口の部分を教育委員会として連携をしたという形——同じでございます。

ただ、48校、一応、学校教育課の担当の指導主事のほうの努力もありまして、全ての学校においての一応の説明は終わっております。来年からすぐ48校全部できるのかというところは難しいところもありますが、ここについては、おおむね前期5年間の間には48校全部ができるような形に持っていけるのではないかと。それを目標としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしいですか。

○委員（小田原勇次郎） 済みません、1点だけ。先ほどの井上委員との補足的な質問でした。

前回の第1次総合計画の中で、この教育の中で幼児教育の振興ということで、幼児教育についても明確にうたっておったんですが、今回のこの計画では、いわゆる先ほど部長が御答弁された幼保小連携、この1本だけで。もう、いわゆる幼児教育への振興というのは、ここで政策的には、網羅していくっていう考え方でよろしいのでしょうか。

○教育部長（中川 清） 今、小田原委員がおっしゃった分については、少し私もこの書きぶりだけは、ちょっと弱いかなという気はしております。幼児教育の重要性っていうのは、一方では子育て支援の中でも入ってまいりますし、

その観点で、あえて幼保小の連携っていう、ここに限定をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（小田原勇次郎） わかりました。

○委員（川畑善照） 今に関連するんですけども。今、幼保一体となって幼稚園、保育園ができてきつつありますね。そうすると、小1プロブレムというのは当然必要になってくるだろうとは思いますが。やはり保育園は福祉、幼稚園は教育、ここがしっかりともらわないと、この小1プロブレムは余り必要でなくなるように幼保のところできつていかなければいけない。そして、その幼保の学園というのは、どっちかちゅうたら特徴のある、自立性のある子どもたちを育てようとする。

ところが、小・中は義務教育だ。だけど、小・中で、先ほど出ました落ちこぼれをなくするためには、特徴のある子どもたちを育てて、就職でも活躍できる、そういうことも考えていかなければならないと思うんです。というのは、前よくありました、ホワイトカラー、ブルーカラーとありますけれども、そういう立場でも、どこでも働ける。高校に行かなくて就職した場合に、落ちこぼれにならずに、逆にそれを活用できる。そういう教育というのも義務教育の中で必要だと思うんですよ。これをどう考えていかれるのかというのが、ちょっと幼保小の関係でちょっと感じましたので、どういう方向で進められるのかなと思いました。

○教育部長（中川 清） まず、今回、来年の4月から新しいシステムが始まりますが。このもくろみっていいものは、簡単に申し上げますと、待機児童がふえている保育園、それから一方で定員割れが続いている私立幼稚園。この私立幼稚園を使って、いわゆる認定こども園化することによって、いわゆる保育に欠ける子どもたち、言葉でいうと2号認定者、3号認定者、ここを入れることによって全体の待機児童を少なくするというのが一番の国のもくろみでございます。

このため、今回、私立幼稚園の所管については、新しい施設型給付を受けるという子育て支援課のほう、市民福祉部のほうに業務の移管をしたところでございます。

ここの小1プロブレムの関係っていいものは、これが認定こども園でいろんなパターンになっても、当然そのところでやるべきところと、それか

ら小学校の1年生になったときに、なかなか難しい子どもたちを、先ほど井上委員のところで説明しましたとおり、きっちり情報の共有化をしながら早い時期に対応ができるような仕組みづくりをしたいということで規定をしてございます。

それから、全体、しっかりした教育を、いわゆる9年間の義務教育課程の中でやろうというものが、先ほどから申し上げております小中一貫教育の推進と、2番目の知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進。この二つの中に私どもの計画っていうか、方針を規定をしているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（福田俊一郎）39ページの標準学力検査についてお尋ねしたいと思いますけれども。

今回、先日のファックス等でも来年度から、時期は明確ではありませんでしたけれども、もう第2土曜日に午前中分、授業をしていこうということでございます。

鹿児島県の学力検査、全国の学力検査を受けて、大変厳しい学力結果が出た中で、鹿児島県も本腰を入れて、これは学力に力を入れていかないかということではありますが。そもそも新学習指導要領で教科の内容も2割、3割充実する中で、先刻、どこも学力については力を入れているところでもありますけれども。ただ、本県の場合は30人学級ちゅうところがまだ全学年実現していない中で、一方で、評価制度は相対評価から絶対評価にかわって、それぞれの先生方の持つ、それぞれの個性というか、才能というか、タレントの中で子どもを学習別評価で見ていくということでもありますから、子どもに対する評価が本当に、高校あるいは大学はペーパーテストですので、そこに本当につながっているのかなっていう気もするわけです。

先日の、きのうですか、きのうの新聞でも現在の小学校6年生が高校に上がる時には小論文等もということで。さらに、こういう学科とは別に、書く能力とか読む能力、さらに必要になってくる中で、さらに、私は全国の格差が広がってくるような気がしてならないわけです。

今回、鹿児島県も本市もそういうことで、こういう学力については力を入れているという方向なんです。このNRTの現状値と、それから目標値を見ますと、51から、小学校は52と。中

学校は49から51ということでありませけれども。この目標値を設定された根拠と理由等があれば、あると思いますので、そこは御説明いただければと思います。

○学校教育課長（原之園健児）学力につきましては、先ほど御指摘があったように、大変厳しい状況が本県においてもございます。そして、活用する力という、基礎・基本を大事にするとともに、その基礎・基本を生活の中に活用していく力。そして、自分の考えを論理的に伝えたりする力、そういうことが今、求められている学力でございます。

そして、それが、先ほど御指摘がありましたように、大学の入試のテストの改革につながっているということもおっしゃったとおりでございます。本市におきましては、学力を全国学力状況調査だけでなく、鹿児島学習定着度調査、そして目標値に掲げておりますNR検査、この三つを総合的に見て子どもたちの学力を見ていきたいというふうに考えているところでございます。

現実的には、小学校は全国平均並み、そして、中学校は若干少し落ちるという状況がございます。偏差値を一つ上げるということは非常に難しい部分もございますけれども。それを小学校は52、中学校は51としましたのは、努力をして、その中で結果としてあらわれるであろうということでこの数字を1段階、2段階に上げるということで目標設定をしたところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、施策1を終わります。

次に、施策2について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）41ページ、42ページを開いていただきまして、施策2、「地域全体で子どもを守り育てる環境整備」でございます。

まず、現状と課題についてでございますが、三つでございます。

①におきまして、るる記載してございますが、2行目から3行目、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る必要があるっていうことは今後も課題でございます。また、次の段落におきまして、地域での活動自体が低下しており、学校外での活動機

会や活動成果を発表する場が不足しているなどの環境の変化が見られることから、それに対応した取り組みも必要だというふうに、ここに書いたとおりでございます。

②におきましてでございますけれども、2行目から3行目、地域での教育力を充実させる必要がございます。「また書き」から、その後になります、「学校や家庭、地域の全ての関係者が一丸となって、協働で教育を推進する仕組みづくりが求められている」という現状を示しております。また、少年自然の家におきましては、諸取り組みを行いながら、今後さらに利用者が満足するプログラムの開発や広報活動の充実に加え、蓄積した体験学習ノウハウを生かして、指導者の指導力向上を図る必要があるというふうにまとめたところでございます。

また、③につきまして、青少年の部分でございますが、最後の3行になりますけれども。相談員の資質向上を図りますとともに、青少年市民会議等も含め関係機関と総合的なネットワークを構築し、連携を強化をしていく必要があるというふうに整理をしたところでございます。

これを受けまして、42ページ上段の施策の方向性は三つ。

まず、一つ目に、地域の教育力向上でございますが、保護者、地域、学校ぐるみで青少年を育てる環境づくりを進めることを。二つ目には、青少年育成活動事業の充実を図るという形でしております。これは街頭補導や地域で実施される取り組みについてでございます。三つ目には、学校支援ボランティア事業を推進することといたします。四つ目には、コミュニティスクールを中学校区に設置し、地域とともにある学校づくりを積極的に推進することが地域全体での教育を高めるという形で整理をしたところでございます。

二つ目に、指導者の指導力向上につきまして二つでございますが、前段いろいろ書いてございますけれども、青少年育成指導者の研修機会の拡充を図っていくことといたします。二つ目には、青少年育成指導者の交流機会の拡充を図ることで、その対応を図っていくことにしたものでございます。

三つ目に、総合的なネットワークの連携につきましてでございますが、青少年育成市民会議の構成拡大を図り、総合的なネットワークの構築によ

ります強化を図っていく。後段のほうに、青少年の育成を地域全体で取り組んでいくという形の方向性を示しております。

目指すべき方向は、41ページ中段でございますけれども、家庭・学校・地域が連携・協力し合っ、次世代を担う青少年を守り育てているというのが最終目標でございます。

そのため、成果指標と目標値でございますが、四つ。一つ目には、市民アンケートによりまして、青少年に対します健全育成が図られていると思う市民の皆さんの感覚でございます。これは70%から引き上げます。二つ目には、コミュニティスクールの設置数につきまして、現状1校に対しまして、目標は5校まで拡大すること。三つ目には、学校支援ボランティアの登録者数及び実施件数ということで、ごらんのように引き上げる考え方でございます。また、四つ目には、地域の青少年（健全）育成会の活動回数及び活動人数につきまして、その拡充を図るという形といたします。

最後に、右側の役割分担でございますが、市民につきまして三つの区分けをしてございます。

まず、「(市民)」につきまして、子育て力の向上を図ることを促し、地域活動への参加も促進したいと思っております。加えまして、学校支援ボランティアの登録もお願いをします。二つ目の「(事業者)」につきましては、補導活動等について取り組みをお願いし、二つ目の学校支援ボランティアなど地域の学校を支援する活動に取り組んでいただくことを促します。加えまして、地域や行政と協力し、青少年の育成に努めましょうといった形の啓蒙でございます。「(地域・団体)」につきましては、五つほど記載してございますが、青少年健全活動の推進に努めていただくことを。補導活動の推進にも御協力いただくことを。それと、地域で子どもを守り育てるという気風を高めることを。それと、郷土芸能等の伝承など、地域での教育力向上に努めることを。最後になります、市民会議の方針に沿いまして、事業所、行政と連携し、青少年の育成に努めましょうということでしております。

なお、行政につきましては、三つでございますが、一つ目は、青少年の社会参加活動の推進、団体の支援、育成環境の整備に取り組むことを書いてございます。二つ目には、地域の人材に関しては、コミュニティスクールの設置及び学校支援ボ

ランティア事業に取り組む方針を。三つ目には、地域や事業所と連携し、青少年の育成に努めてまいりますという姿勢を示したものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 現状のところで、依然として声かけ事案が発生しているということなのですが、これは年間発生というのは大体どのぐらいあるものなのかということ。

それから、SNSでのいじめ等、内容が多様化・複雑化しているということなのですが、このSNSの場合ってというのは、ラインとかフェイスブックとかツイッターとかいろいろありますけれども、どういった形でのいじめなどが現状としてあるのか、お尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（橋口 誠） 社会教育課でございます。

まず、声かけ事案でございますが、市内でいろんな小学生、中学生が登校中、下校中にいろんな見知らぬ男性、おじさんだと思いますけれども、声をかけられたという事案が結構、月に三、四回は出てまいります。それで、各警察のほうから各学校、また、私どもにもいろいろメールは届いております。それぞれ私どもはそういう場がありましたら、青少年教育指導員の補導活動もございますので、その点を重点的に回ったり、また、各地域青少年育成会議の皆さんには、その点、子どもたちへの注意喚起も行っていただくということで、結構、多い状況でございます。

また、SNSのいじめ等につきましては、ツイッターとかモバゲー、いろいろございますけど、ミクシィとかいろいろございますが。現在で一番問題になっておりますのは、子どもたちがスマートフォン、またテレビゲーム、それが全てつながっていると。ほいで、子どもたちが、先日も青少年育成のつどいがございます、警察の方の御説明もあったんですが、子どもたちが外で遊ばなくなっていると。今は自分の部屋にこもって勉強してるかと思うと、スマートフォンとかパソコンとかでいろんな情報の中に入って行って、いろんなこと、特に、言いにくいことですが、高校生の女性とかいう、女性とかいろんなことで危ない場面に陥っていくことも非常にあるということ、おっし

やっております。ですので、子どもたちがちゃんと家の中でいて、部屋で勉強してるかどうかという、その辺はちゃんと御家族の皆さんは注意していただきたいということ、強く言っていました。

またそれと、今、役所もです、公民館もですが、Wi-Fiの設備機能がございます。要するに、ゲーム機を持ってましたら無線LANでいろんな情報とれるようになってます。だもんですから、小学生の子どもたちが結構公民館とかコンビニの前にたむろしてると。昔は、高校生とかヤンキーのお兄ちゃんたちがコンビニの前に座ってましたが、今は小学生ぐらいしかいないそうです。あとの子どもたちはもう自分の家とか友達の家の中に入って、そういうスマートフォン、ゲームでそういういろんなことをやってると。いろんな問題が生じてるというお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） SNS、スマホとか、そういったものはもう、要するに時代の発展、科学技術の発展によって普及していくものであって、要は、それを活用する子どもたちの側の上手に活用するという教育というか、そういうものが大事だというふうに思うんですけども。そういったスマホだとかSNSなどで子どもたちがそれを上手に利用できるような教育という点ではどういうふうにされてるんでしょうか。

○教育部長（中川 清） これ、40ページにお帰りいただきまして、この中で、知・徳・体の調和のとれた、生きる力を育む教育の推進、三つ目のひし形のところで、「いじめのない学校づくりの取り組み、命の大切やいじめ問題を考える授業を実施・公開します」というふうにあります。特に、今ほど課長のほうからも説明がありました、現在のいじめの問題っていうのは、こういったSNS含めた、こういう私どもが予想だにしないようなところで発生をしているということで、学校においては具体的に、今ほど課長が言ったような事例等、あるいは正しい使い方というものをこの中で規定をしたところでございます。以上でございます。

また、社会教育分野については、42ページの地域の教育力の向上と、それから指導者の指導力向上ということで、こういった現状を地域、団体

それぞれ情報を共有した中で、必要な手立てをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） 成果指標の設定の仕方です。1点、質問します。

今、ここに四つの項目の成果指標が設定されているわけですが、今ありました、非常にSNSでのいじめなどを含めて、内容が多様化・複雑化しているということもあって。ということ認識した上で生活指標を考えるときに、どうしてもこれじゃ不足していると思うんです。何が不足しているかといいますと、こういう活動を地域全体で子どもを守り育てる環境整備をどんどん強くしていった結果、充実させていった結果、じゃ、児童生徒はそれをどう感じているのかということなんです。

結局ここにありますように、先ほど言いましたが、SNSなんかを使っていじめとか、例えばするようなことであれば、これはわからんわけです、周りでは。本人たちがどう思うかなんです。

したがって、そこまでやっぱり本人たちがある程度、ああ、もう守られてるから、これはやっぱり言うこと聞かないかなというようなことを感じる、そういうことを感じるような環境というのをつくっていかないと、結局この内容の多様化ということに対して押さえられてないと思うんです、この部分が。

と思うんですが、そういう意味からして、成果指標のあり方というのはどうも不十分じゃないかと思うんです。わかりやすく言いますと、一番上が市民アンケートです。青少年の健全育成が、とあって。その下のコミュニティスクール、学校支援ボランティア、一番下の地域の青少年育成会、ここにデジタルの数値があるんですけど。こういう活動をした結果、ですから、児童生徒がどう思ったのかと。こういう活動を通じて、ここには回数だけしか載っていませんが、こういういろんな活動をされた結果、児童生徒が何を感じて、どう思っているのかというのが指標の一つになるべきだろうと思うんですけど、いかがですか。

○教育部長（中川 清） ここの施策の2は、非常に施策1と切り分けが非常に難しいところがございます。今おっしゃいましたように、いじめを含めて、地域全体で防止をする。それから、学校でやる。あるいは子どもたちがどういうふうに思っているのかという部分については、学校の中

でも把握をするということになってきますので、今ほど委員がおっしゃいましたものにつきまして、39ページ、施策の1の中、成果指標と目標値、学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合、これも漠然としてるんじゃないかというようなことかと思いますが。この中で、私どもとしては、全体のいじめを含めたものを含めて、この成果指標の中で位置づけたというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） そうであれば、39ページの学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合という、この調査をするときに、やはりこの施策2に該当するようところでどう感じているかというところを調査する機能がないといかんわけです。39ページのこのところでは、学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の調査って、これじゃちょっと、ここはフォローできないなと思ったもんですからこういう質問をしたんですけど。いずれにしても直接的に、地域全体であなた方は守られてるんだよということを、どのぐらい感じてるかというのを調べるという方法論がこの39ページで網羅できるんですか。

○教育部長（中川 清） 教育振興計画っていうのを今、策定の準備中でございます。これは、今ほどおっしゃいました全体のアンケート調査、それから、それを今度はもう少し切り分けをして具体的な目標数値っていうのを設定しております。今、その作業をしておりますので、その中で具体的な数値、例えばいじめの状態であったりとか、そういった目標数値については規定をしていきたいというふうに考えております。全体的には総合計画の基本、成果指標と目標値があって、それを踏まえてもう少しそのデータを、これは教育委員会でも話をしてるんですが、こういったアンケートではしっかりした数値がわからないんじゃないか。だから、それを細分化したようなことでの目標値をつくって、それを毎年度検証する仕組みっていうのを今、検討中ですので、委員の意見はそちらのほうに反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） 教育振興計画の中で、具体的な数値を規定していかれるということ。いかれるというか、それを検討されるということなんです

が。地域の、保護者を含む地域におられる方々が、つまり直接子どもたちを守らにゃいかんというふうに動いておられる方々が、わかる情報というのはこれしかないわけですね。ですから、教育振興計画の細分までがその方々にわかるかって、それはなかなかわからないと思うんですよ。ですから、ここでそれを規定しないと意味がないと思うんです。いかがですか。

○**教育部長（中川 清）** 教育振興計画の周知の仕方も含めまして、今、基本計画の中で盛るべきか、再度、教育振興計画のほうの下の数値としてすべきかっていうのは、持ち帰って検討させていただきます。

○**委員（成川幸太郎）** 今の谷津委員のと関連するんですが。今の成果指標と目標値のところ、地域全体で子どもを守り育てる環境整備っていうことでは、ここに書いてあるコミュニティスクールの設置っていうことは、非常に大きな力を発揮していけるんじゃないかと、実態を把握するにしても。その割には、今現在、現状値は水引で実験的にやられてる件だと思うんですが。そこの水引を踏まえて、もっとスピードアップすべきじゃないんだろうかと、これを具体化するためには思うんです。これ5年で5にふやすって、四つしかふえないってのはちょっとスピードが鈍いんじゃないかなと思うんですが。ここの数値をもっと具体的に、今、言われるような、各、今のいじめの問題であるとか、いろんな問題を実態把握していく意味ではコミュニティスクールが大きな力を発揮するんじゃないかと思う。それに対するちょっと目標値の設定というのが、もう非常に少ないんじゃないかっていう気がするんですけども。どうでしょう。

○**教育部長（中川 清）** 文科省のほうでコミュニティスクール（学校運営協議会）の仕組み、これ具体的に言いますと、学校経営まで地域のほうが物申すことができるというような仕組みづくりになってございます。簡単に言いますと、人事についての意見の具申ができるというようなことになってございますが。現在での鹿児島県におきましては、こういった地域が学校と一体的に学校の運営に携わっているっていう仕組みはございます。ですから、今の既存の協議会も全部の学校にあるわけです。これについて、やはりモデルケースの中でいろいろ出る中では、既存の仕組みとどうい

うふうに違うのか、あるいは言った場合は運営の、直接携わるものと、それから責任というものも当然出てまいりますので、今のところ、現在の仕組みとどう違うのか、あるいはそれを積極的に自分たちがどういうふうに携わっていくのかっていうのもありまして、現状としては5年間で1としたところですけども。ここの部分については、それをここで甘んじるっていうことだけではなくて、引き続き地域の皆様方に御理解いただきながら、この1から一つでもふやせるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○**委員長（持原秀行）** よろしいですか。

○**委員（小田原勇次郎）** 1点、御質問をいたします。

青少年教育っていう観点で、私は常々ちょっと、いわゆる何っていうんですか、うまくいってないという部分、地域力を活かすっていう部分についてなかなか機能しておらないなという感。私も地域活動を長くやってきましたので、特に青少年の、いわゆる健全育成会の活動等がなかなか活性化できておらないなど。これは私の個人の認識ですから申しわけないんですが、そういう認識を持っております。

今後の考え方として、部長。青少年教育は当然教育の観点もわかるんですが、地域力を活かすっていうのであれば、生涯学習的な発想の中に世代間交流であるとか、地域を活かしていくっていう部分であれば、当然、自治会も動かなきゃいけないし、コミュニティ組織も、いわゆる動いていかなきゃいけない。更生保護女性会なんかも社会団体も動いていかなきゃいけないっていうことであれば、果たして教育委員会のほうが主導をやっていいのかなど。むしろ、いわゆるコミュニティサイドのほうが、教育委員会はサイドのほうに施策として入れとっていいんですよ、当然教育ですから。ただ、実働とした中に、コミュニティを網羅した活動の中にうたい込んでいく必要がないのかなど。そうしないと、地域がなかなか動きづらんじゃないかなというのを私は常々思っているところがあるんですが。果たして教育委員会サイドだけで青少年教育を進めていっていいものでしょうか。そこあたりをちょっとお考えを聞かせていただきたいんですが。

○**教育部長（中川 清）** これは、私の個人的な意見なんですけど。個人の意見としては小田原委

員と全く同じでございます。ただ、これも協議会でやっていただける——私はもうみんなから、すぐおまえは仕事をほかにやるっていうふうに言われる常習犯でございます——ですから、そういったものを含めて、誰がどこでやったほうが一番効率的なのかっていう部分については、今後十分関係課のほうと協議をしていきたいと思っております。これ、今から協議をするということで、あくまでも私個人の意見ということでお聞きいただければと思います。済みません。

○委員（森満 晃） 済みません。関連しまして、今の成果指標等で、育成会の活動回数や活動人数とありますけど、これには声かけ事案等の、補導等のそういった回数だとか人数も入っているのが1点と。ここに活動回数や活動人数の現状値と目標値があるんですけども、活動等こういうのをそれぞれでやってらっしゃるんで、これに目標が要るのかなって。十分されてらっしゃるんじゃないのかなってというのが1点です。

それと、今、子どもたちのこういった指導等があるんですが、どうなんでしょうか。今、地域ぐるみ、自治会、そういった方面とは何とかそういう子どもたちを守ろう、育てていこうという観点はあるんでしょうけども。実際の子どもたちの親の観点から、今の保護者が本当に、もう学校に丸投げじゃないけど、地域に丸投げといった部分で、非常に教育サイド側も苦慮されてるんじゃないのかなって。もう本当に役をしたり、もうPTA会長でもしようもんなら、もう貧乏くじを引いたぐらいに言われて。どうしても親たちが楽をして楽をしてっていうような、そういう部分があって。非常にそういった面では、また何かあるとモンスペみたいにあわあ言ってくる部分があって、学校側だとか教育サイドも非常にその辺の、昔と違って対応に苦慮されてるんじゃないかなと思うんですけども。そういう親と子どもと一緒に勉強する、学んでいくっていうのを私なんかいつも考えて何かあれば役をしたいと思ってるんですが。

そういう部分での何か教育サイドの保護者との、子どもたちとの一緒に連携で、親と一緒に育てていくっていう部分を何かいろいろと対応を考えていらっしゃるんでしょうか。

○社会教育課長（橋口 誠） 成果指標の育成会の活動回数、活動人数、ここに上げなくてもいいんじゃないかという御意見。でも、私ども、それ

ぞれの14の地域の青少年育成会がございまして、それぞれの活動をいろいろお世話させていただいております。この人数が、現状値がこういう数でありますけれども、やはり地域でそれぞれのPTAとか愛護委員の方々もいらっしゃいます。それぞれの中で地域で守っていただいて、それと、いろんな活動をしていただきながら青少年の健全育成に寄与していただくということで、これが伸びていってくれば、まだまだありがたいなと思ってるものですから、この回数を入れさせていただいたところがございます。

それと、親と子が一緒に学んでいく場ということでございます。私ども市民大学講座なんかに、夏休みに親子の講座なんかも設定させていただいたりします。

また、青少年健全育成では、少年自然の家の所長も来ておりますので、ちょっと少年自然の家所長の御意見も。

○少年自然の家所長（上村実行） 少年自然の家でございます。少年自然の家では、いろいろな形で体験活動を準備しております。その中では、親子で一緒に取り組むっていうのも大きな視点で取り組みまして、主催事業あるいは受け入れの中でも行っているところですので、地域全体で守り育てる中で、少年自然の家も大きく寄与していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育部長（中川 清） 成果指標にはなかなかないのではないかと。おっしゃるとおりだと思うんですが。これをあえて入れた理由は、現状と課題に書いてありますとおり、①で、現状は、青少年健全育成活動への参加者は減少傾向にあると。もうこれが一番問題になってございます。ですから、当然、少子化であったり高齢化が進む、携わる方々、大変少なくなってくると。これをあえて入れたのは、それをきっちりそういうふうに中心的、難儀をされる方々に、また、難儀をされるのかもしれないけども、そういった目標値をあえて上げることによって、この減少傾向を何とか食い止めていきたいという思いのあらわれであるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、家庭の教育の部分については、市民と行政の役割分担の「(市民)」の中で、親子で地域活動に参加しましょうというようなものは入れてございますが。現実的には、今、委員のおっし

やったようなことですので、これについては、既存の施策あるいは今後の具体の施策の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにはございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、施策2を終わります。

次に、施策3について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、資料は43ページ、44ページでございます。

施策3、「学び活かす生涯学習と多文化共生の推進」でございます。

まず、現状と課題となりますが、四つ、掲げております。

一つ目、生涯学習についてでございますが、ずっと書いてございますけど、後段のほうになりますけれども。生涯学習については、参加者の動向や利用者のニーズに合わせて、その内容を見直していくという形の必要性に迫られております。

二つ目に、②でございますが、「人材バンク等」で書き出ししてございますが。これらの生涯学習活動をするに当たりまして、2行目から3行目になりますけれども、適切な講師を引き合わせるコーディネート機能を構築していくということが、その機会の確保という形で重要であると考えております。また、後段におきまして、豊富な経験、専門的知識を有します指導者を育成し、人材バンクへの登録を進め、その活動の支援を行っていくという環境整備の必要性を考えております。

三つ目につきましては、社会環境等の複雑化、変化に伴いましていろんなことがございますけれども。最終行になります。社会教育団体や家庭教育学級への活動支援など、さらに積極的に取り組む必要があるというふうにしております。ここには不登校、引きこもり、種々の問題が顕在化していることを踏まえた記載でございます。

四つ目におきまして、多文化共生に関し、特に国際理解、教育等に関して記載してございますが。3行目におきまして、市民の国際理解、国際協力・多文化共生の意識は高くないのが現状でございます。しかしながら、グローバルな部分等がございますので、下から3行目に書いてありますとおり、地域、学校等での異文化交流の拡大を図る

とともに、外国人の方々が地域内におきまして参加しやすい環境づくりを進め、国際理解を深める多文化共生の普及啓発を図る必要があるというふうに整理をしております。

右側の施策の方向性は、課題に対応し、四つでございますが、一つ目に、生涯学習の展開とネットワーク化といった部分では三つ。生涯学習を進めるための環境整備と学習成果の活用を図っていくことを。二つ目には、生涯学習に関します情報の提供及び相談体制の充実を図ることを。三つ目には、いろんな拠点がございますけど、市内全域の地区コミュニティセンターとのネットワーク化を図りながら、地域での生涯学習活動のさらなる充実を図ることを記載してございます。

二つ目には、生涯学習を進めるコーディネート機能の充実とし、二つ書いてございますが、人材バンク「すてきびと」への登録を促進し、その普及・活用を図ることを。二つ目には、最後の行になりますけど、指導者の育成とその活動支援を図っていくことをここに掲げてございます。

三つ目に、家庭の教育力の向上につきましては、社会環境の変化等によります家庭の教育力低下を補えるように、地域や各世代が支える支援体制を構築していくことを示しております。

四つ目に、多文化共生の推進におきましては、幅広い国際交流活動を促進し、市民の理解を深め、国際協力意識の高揚を図ることが一つ目に、二つ目には、国際交流活動を通じ、その醸成を図っていくことといたします。

目指すべき方向は、43ページ中段でございますが、いつでも・どこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感を感じており、併せて国際理解が進んでいるということを最終の目標といたします。

成果指標と目標値につきましては、全て市民アンケートによります間接的な部分になりますが、日ごろ、生涯学習に取り組み、生きがいや充実感を感じている市民の皆さんの割合を伸ばすことに。また、二つ目、生涯学習に取り組みやすい環境が整っているという感覚的なものになります。これを伸ばすことを。三つ目には、国際理解が進んでいると感じておられる市民の割合を掲げたところでございまして、今、調査をしておりますので、近々、現状値と目標値の設定といったものができるというふうに考えております。

最後になります。役割分担に関しまして、市民のほう、「(市民)」におきまして、人材バンクへの登録。二つ目に、公民館等を積極的に活用することを。家庭で学習習慣づくりを図ることを、国際理解を深め、交流を深めるという姿勢に取り組んでいただくことを。「(事業者)」におきましては、保護者の役割や重要性を理解しながら、雇用環境の整備を努めていただくことを。市が実施いたします家庭教育支援施策につきまして、積極的にサポートいただきたいことを。国際理解を深めることも記載してございます。

なお、「(地域・団体)」につきましては、地区コミュニティセンター等を活用した幅広い生涯学習活動が地域住民主体で進めていただくような形の方向性を御理解として求めるものです。また、子どもの健全な育成支援及び交流会や各種講座等の開催等も求めていきたいというふうに考えております。

最後になります。行政の役割としましては、地域の人的・物的資源の発掘と連携、保存、活用を図ることで生涯学習に貢献したい。二つ目には、家庭教育に関します情報の提供、技術的な助言など必要な支援を行うことを。また、国際理解に関しましては、団体の育成、友好都市との交流、多文化共生にかかわります普及啓発を図っていくことをその役割としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。

これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） 現状と課題のところ、学習ニーズがあっても人数が集まらない、適切な講師がいない等の理由ということで、講師のことなんです、あるところで聞いた話ですけれども、講師料はほとんどないと。ほとんどボランティアでやられてるんですっていうことで、なかなか講師を見つけるのは大変なんですっていうお話を聞いたことがあります。それで、今、講師料っていうのはどういうふうになってるのか。現状をお聞かせ願いたいと思います。

○社会教育課長（橋口 誠） 私どもは社会教育課、要するに中央公民館と各地域公民館がそれぞれ市民大学講座を開設させていただいておりますが、基本的に2時間5,000円の謝金をお支払いさせていただいております。また、それぞれ自主

学級もございます。自主学級では、それぞれの自主学級の中で、講師の皆さんには公民館講座と余り遜色ない程度の謝金をお支払いいただきたいということでお願いをしているところでございます。以上でございます。

○委員（井上勝博） やはり講師がいないという背景の中には、やっぱり2時間の講演をするのにやっぱり準備を相当されたりするわけで、とても5,000円で本当に本格的な講演が聞けるんだろうかというところがあるわけです。ちょっとそういった講師料などをやっぱりもっと充実っていうか増額するっていうか、そういうふうな形でして、講師を育成するというそういうことが必要なんではないかというふうに思うんです。

それから、国際理解を広めるために云々というところなんです、最近、市内ではないとは思いますが、民族差別をもうあからさまに、もう民族を差別すると、ヘイトスピーチとかそういったものが問題になっておりますけれども。ここで余り意識は高くないというような評価をしてるわけですが、これは、例えば薩摩川内市において、ヘイトスピーチというものはないにしても、やっぱりそういう現状があるのかどうかということは、ちょっと何かそういう情報はございますか。

○商工観光部長（末永隆光） 最近、ヘイトスピーチということで報道等でも流されておりますけれども。本市においては、私が聞く限り、こういったヘイトスピーチのようなもの、あるいは外国人に対するいじめ的なものにつきましては、把握してないという状況であります。

以上です。

○委員（井上勝博） 意識は高くないのが現状ですというふうな評価のされ方してるんですが、これはどういうことをあらわしてるっていうか、どういう現状を言ってるのか。

○商工観光部長（末永隆光） 意識は高くないというふうにまとめております。これについては国際交流協会というのがございまして、その会員数が、一般会員が以前は500名を超えてたんですが、これが最近になって若干ずつ減少してきているという状況もございます。そういったことを勘案しまして、なかなか国際理解が進んでいないというふうに評価をした次第であります。

○委員（谷津由尚） 目標値のところ、市民アンケートの一番上、生きがい、充実感を感じてい

る市民の方の割合が52%ということになってるんですけど。恐らく52%ということは、地域によっては本当にもう半分もいかないところもあるのは事実でしょうし、7割、8割いってるところもあるでしょうし。そう考えたときに、今後の施策の方向性として、生涯学習を進めるための環境整備を促進しますよということを当然おっしゃっておられるわけですけど。そうであれば、この成果指標は、これではやっぱり不足だろうと思いません。もっと具体的に言いますと、例えばここには、あらかず、あらかさないは別として、あらかざられないにしても、いろんなイベント回数ですとか、どういうことをやったとか、そのときに何人ぐらい人が集まったとか、そういうことをどっかで地域ごとにある程度集約する、集計をするという機能は絶対はないといかんわけですよ。

というのは、この現状値52%は、目標値はこれより、上げなきゃいかんという目標を組まれてますが。これが上がらんかったら、どうするんですかということなんです。52%です、半分です、今。ということは、これが上がるということは保証はないですね。私、先ほど言いましたように、地域によっては本当に低いところもあるでしょうし、やはり全市的に生涯学習という非常に大事なことを推し進めていくのであれば、そういう細部から見直すという機能は必ず必要であって、そこに何らかのデータを押さえていくということをやっけないと、次の手が打てないはずなんです。その結果、目標値どおり上がればいいんですけど、アンケートの結果、それが上がらんかったら、一緒やったら、もう本当に、「じゃ、どうやって次は手を打つんですか」ということになってしまうもんですから、この辺のこと、ちょっとお伺いをしたいと思ひまして。

まず、質問の一つ目は、細部まで今、押さえられておられますかというのが一つ目です。二つ目が、どうもこの市民アンケートで、生きがいや充実感を感じている市民の割合の方が52%というところに非常に不安を覚えますので、成果指標としてはもっとこれを具体的に出すべきだろうと思うんです。とりあえず、この二つ、質問します。

○企画政策部長（永田一廣） 生涯学習についてはコミュニティ課が統括課になっております。事業内容としてはコミュニティ課、少ないんですが、御質問の2点ほどございました。

成果指標に関しまして、このアンケートだけではなく、実際の地域で行われてるイベント、生涯学習活動の個別の事業の回数とか参加者を押さえているのかどうかという点でございます。

年1回ですけれども、生涯学習推進本部会議というのを――市長を本部長として、会議――開催しております。この中で、市役所の関係部署はもとより、市内の地区コミあるいは地域の団体あるいは事業者が1年間に取組んだイベント内容、そして参加者概数について把握はしてきております。そういう実態ではございます。

それと、こうしたこのアンケートだけではなくて、こういう具体的なイベント、行事等を一つの成果指標として設定すべきだという御意見ではございますが。この生涯学習につきまして、かなり幅広い分野にわたるテーマでございまして、その把握っていうんですか、全体像の把握っていうのがなかなか我々苦勞している実態でございます。一つの成果指標として、ほんと幅広い分野、何項目にわたるかわかりませんが、そうした作業は、必要性は感じますけれども、総合計画基本計画に掲載する指標としては、もうこの市民アンケートによりたいと。この一本に絞って、絞ってといいますか、記載はさせていただきたいと思ひます。

なお、繰り返しになりますが、年1回ないし2回の本部会議ですけども、各地域で行われている事業活動につきましては、広く本部員あるいは地区コミ等に投げて、さらに事業展開を拡大して、今、いくような仕掛けはしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（谷津由尚） ということは、私は、今、こういうふう感じたんですけど。現状値の52%というところに余り、表現はちょっと妥当ではありませんが、危機感みたいなものは感じておられないんだなということは、今、そういうふうに思いました。

それで、施策3の「学びを活かす生涯学習と多文化共生の推進」となれば、どの程度、本市は力を入れていくんですかということになるんです。考え方として、もう今のレベルでいいんですよというのであれば、恐らく今、部長が答弁いただいた内容で私はいいいと思ひます。どこを見ておられるかです。そこを教えてください。

○企画政策部長（永田一廣） 御質問は、この多

文化共生……。

〔「いや、施策3」と呼ぶ者あり〕

○企画政策部長（永田一廣） 施策3、全体ですか。全体につきまして。なかなか難しい御質問で、回答も大変つらいところがありますが。生涯学習、本当幅広い分野、幅広い地域、事業主体でやっておられまして。これを、言葉は簡単ですけども、拡充して、それから市民に満足してもらいたいという気持ちはありますけれども。その方向性ははっきり持っておりますが、どの程度の規模という方向についてというのは、具体的にちょっと持ち合わせておりません。これが事実でございます。生涯学習は今後も進めていかなければいけないというテーマとしてははっきり持っておりますけれども、方向性とかスケールっていうんですか、そういったのは具体的にちょっとお答えできないというのが、申しわけございません、大変つらいんですが、担当部局としてはつらいんですけども、回答とさせていただきます。

○委員（谷津由尚） いや、ほとんど回答になってないと思うんですけど。私は2番目に質問しました、そういうことだと思うんです。本市がこのエリアでどこ、どういう状態を目指しているかというのが、いまいちこれでははっきりしないと思うんです。成果指標のあり方の設定にしても。

確かに、今後の方向性としてここに大きく4点ありまして、施策体系もここに明確にうたっておりますからわかります。これは理解できます。ただ、この結果、どういうレベルで、今よりどういう形で市民の方に浸透させるんですよ、あるいは進化させるんですよという、そこがどうも薄いんです。そこがないと、私は現状維持でいいのかなという解釈になってしまわんでもないなというふうに思います。明確な回答を得られませんでしたので、恐らくそういう状態なんだろうと思うんですけど。

いずれにしてもコミュニティ課さんもおられますので、一番上の市民アンケートの生きがいや充実感を感じてる市民の割合の方が52%という、この数字をもう一遍やっぱりよく考えていただきたいと思います。これでいいのかということですね、基本的に。これでいいとおっしゃるのであれば、この施策で私はいいと思いますが。「いや、これじゃいかんと、やはり最低6割、7割は感じていただきたいよね」というのであれば、それなり

のことはやっぱり考えて、もうちょっと成果指標のどこにも設定をすべきですし、取り組んでいける仕組みをつくっていくべきだろうと思います。

以上です。

○企画政策部長（永田一廣） 済みません。具体的な回答、前回できませんでしたが、谷津委員の御指摘の点につきましては十分認識、理解できるところでございます。成果指標として上げる上げないは別にして、具体の取り組みの中で、冒頭ございましたイベント回数とか、そういったのを数値化しながら、目標を設定しながらやるという仕組みについては、今後取り組んでまいりたいと思っております。

それと、現状の52%でいいのか、この現状維持でいくのかっていうことは、右のほうの矢印、ベクトル示しておりますが、15%以上アップしたいという考え方ではございます。具体的な手法とか、そういったのをお答えできないのがちょっと申しわけなかったんですけど。方向性としては、考え方としてはこれで満足しているわけではなくて、さらに展開していきたいという考え方でございます。

いずれにいたしましても、生涯学習あるいは多文化共生、市民一人一人が取り組んでいかなければならない、意識して取り組んでいかなければならないことですので、そういった点を頭に置きながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○教育部長（中川 清） 全体的な項目はこの中でまとまるわけですけども、例えば社会教育課の講座、教室等について、あるいは少年自然の家は今、子どもたちだけの施設っていうことで、あいてるときは高齢者の方々っていうのもあるんですが。今後、条例改正等も視野に、また積極的に高齢者も受け入れていきたいと。その中では、こういう目標値を定めたことによって、より皆さん方が来やすいように社会教育の講座であったり、少年自然の家でやる高齢者向けの部分については、市民福祉部のほうで創設している元気度アップのボランティアのポイントにするとか、そういった具体の検討は進めております。

ただ、やはり予算がかかるものがありますので、例えば高齢者が一番そういう教室に行きやすいための仕組みづくりっていうのも、簡単に言いますと、もう交通手段です。ですから、ここをどうい

うふうにしていくのかっていうのは、やはりはっきり見えてる課題ですので、それは、きょういただいた意見等を踏まえて、具体的に検討は教育委員会としてはまた検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（小田原勇次郎） 2点、御質問をさせていただきます。

旧川内市時代からでしたけども、生涯学習は教育委員会サイドでやるのか、首長事務局でやるのかということで、首長事務局に推進本部ができて、今、大分、流れに乗りつつあるのかなというふうには実感をしておるところです。

1点目は、非常にやっぱり市民の皆さん方の意識という部分がなかなか難しいんですが、例えば生涯学習となった場合に、いわゆる社会教育課さんのサイドで、公民館でやってる事業、ここあたりに限定した考え方ではなくて、例えば民間で踊りを習ってらっしゃる、お茶を習ってらっしゃる、いろんな民間ベースの学習もあります。ですから、ただ、生涯学習というのは行政だけがお膳立てを据えてやる事業ではありませんので、全ての青少年教育であるとか、全ての部分が生涯学習であろうと思うので、なかなか全体的な把握っていうのは難しいというふうに理解はしております。

その中で、地域住民が、やっぱり生涯学習っていうこのアンケートのとり方も、いわゆる社会教育課サイドがやってるのが生涯学習なんだという認識でアンケートをとられるのと、自分が民間で、どっかスポーツクラブに行ってる、いろんなスポーツも生涯学習ですし、文化も、要するに歴史資料館なんかで講座を聞きに行くのも私、生涯学習と思ってますから。そこらあたりを市民の方々が生涯学習をやってるんだという認識を持っていただくような啓発活動っていう部分をもっとやっていただきたいという部分が1点。ですから、いわゆる生涯学習はそういう広く、広い活動なんだということを住民の方々が認識されておられますかというのが1点目の質問です。

2点目は、平成26年度まで生涯学習推進計画というのを立てておられました。平成27年以降のこの計画の部分について、推進計画についてお考えがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○企画政策部長（永田一廣） 2点、ございませ

た。

委員、御指摘のとおり、旧川内市時代っていいですか、生涯学習につきましては教育委員会部局に持っておりましたが、合併後、種々検討しまして地区コミュニティ協議会。そういう地区コミュニティとかなり関連が深いということで、議論の結果、コミュニティ課のほうで一応窓口としてはなっております。軌道に乗っているっていう大変ありがたいお言葉もいただいたんですけども、実情を申し上げますと——連携とっております社会教育課関係部署、とっておりますが。どちらかというと、現状ではコミュニティ課は地区コミュニティ協議会との連携というんですか、そういう窓口という形で機能しているところでございます。より深い生涯学習に対する相談、支援、そういったところには、まだまだ職員頑張っておりますけれども、マンパワー的に不足してるなどというのは認識しております。

それで、委員からございました生涯学習につきましては、行政からの一方的な提供だけではなくて、市民が主体となってやることも生涯学習の重要な一環であると。これはもう認識しております。したがって、先ほど谷津委員のほうからの質問にお答えしましたとおり、市がやっている生涯学習のイベント、活動も紹介しますけれども、地区コミとか市民活動団体がやってる事業も集約して、関係者のほうに情報提供はしております。

御指摘の1点目につきましては、そういう市民も一緒になってこの生涯学習を展開していくんですよっていうのは機会を捉えて啓発して周知していきたいと思っております。

それと、2点目は、生涯学習推進計画の改定というんですか、考え方です。合併当時、教育委員会部局で第1次というか、現在の生涯学習推進計画を策定いたしました。今年度をもって、一応終わります。

したがって、次の10年間に向けて、現在、原案をつくり、パブコメを終え、そして、また年明けになろうかと思いますが、生涯学習推進本部会議の中で決定いただいて周知し、また、事業展開していきたいと思っております。計画としては以上です。

ただ、1点だけ申し上げますと、その検討の中で出てきましたのが、行政だけでなく、やっぱり市民活動団体、いろんなところで、いろんな活

動をやっていますので、そういうネットワークづくり、そしてまた、コーディネートする機能、センター的な、そういった体制が必要じゃないかという提言もいただいております。この点につきましても、やはり従来のボランティアセンターとかいう質問もございましたので、そういったのも頭に入れながら体制づくりはしていかないといけないのかなと考えております。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 今、部長の答弁で私は大体納得はしております。コーディネート機能という部分の中において、要は、生涯学習という部分については、市民の方々が自ら学ぶということですから、行政側が強制をして学びなさいという部分ではありませんので、自分から学ぶということにおいて、薩摩川内市においてはどのような学ぶべき素材があるのかというの、まず、市民の方々が認識されなければならないってことの中において、例えば行政ではこういうことをやっていますよと、民間ベースではこういう教室、運営活動をやっていますよというのを、例えばいろんなFMの媒体を通じてとか、そういう部分の中において、もっと市民の方々が認識できるような気働きが今後必要になっていくのかなと。薩摩川内市でどのようなものが学べるというのがなかなか、公的な機関の部分については広報紙等で広報はできますけども、民間ベースの部分においてがなかなか、コマーシャルを打ってなければなかなかわからないっていう実態等もありますから。そこあたりを今後、民間をどうアピールしていくかは、行政として慎重にならなきゃいけない部分はあるんでしょうけれども、そういう生涯学習の受け皿が、こういうものがあるよって部分を市民がもう少し認識される必要があるのかなというふうにはちょっと感じたところでした。今後また、御検討いただければと思うところです。

以上です。

○委員（帯田裕達） 44ページの家庭の教育力の向上、地域や各世代が支える支援体制の構築、これをもうちょっと具体的に教えていただきたい。
③、44ページ。

○社会教育課長（橋口 誠） 私ども、家庭教育の成果の中で、「親の育ちが子の育ち」という事業を展開しております。各幼稚園、小学校、中学校の各クラス、また、学校ごとに家庭教育学級も置

いていただきながら、その中でいろんな家庭教育をどのように進めるというお勉強もしていただいております。それとまた、学習の機会としてブロック別の研修会、それとまた、中央公民館を利用しました子育てサロンとか、子育てサロンをするための子育てサポーターの設置等も進めながら、それをまた、特に、家庭教育学級の強化というか、その辺のいろんな勉強の仕方をもっともっと勉強してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、県のほうで家庭教育支援員という新しい制度が始まっておりますものですから、これにつきましても、我々もちょっと検討を進めていかなければならないかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員（帯田裕達） 生涯学習は、特に地域で育てるとか、地域の交流が学校とあるとか、高齢者と結びつきがあるというような形になるわけですが。もう全てを網羅しているのが、先ほど永田部長もおっしゃったけど、やっぱりコミュニティ協議会だと思うんですね。私も当初、コミュニティの会長をしたときに、やはり地域の小学校、中学校とのまだ交流が足りない、少ないのかなと。そしてまた、各それぞれのコミュニティには育成とか文化厚生とか、それから体育部とかいろいろ生涯学習を網羅したものが、やっぱり地区コミュニティ協議会だと思うんですね。で、そこをもうちょっと支援体制、充実させるような仕組みづくりができないのか。

もし、例えば、市比野のコミュニティ協議会で長年続いている、もう70年ぐらい続いている子どもの相撲大会があるんです。土俵でちゃんと。もうほとんど子どもが出てこないんです。というのは、スポーツ少年団の大会があるので、試合が。サッカーとかソフトボールとか。もうほとんど。だからクラブに、スポーツ少年団に入っていない、もう本当数人しか来ないんです。ただ、その辺は学校長にも「たくさん出るように」って言やあ、「いや、それは地域の行事だから」とか。もうそういった形で言われるんです。それはもう親が協力せにやできんことだと。学校行事じゃないんだというような形になると、もうなかなか交流が進んでいかない。最近はどう運動会なんかコミュニティと一緒に競技を三つ、四つするところがあるんですが、もうちょっとコミュニティの

支援とか、充実をさせるようなことはできないのか、要望でいいですけど、お願いしときます。

○委員長（持原秀行）回答を求めます。

○委員（帯田裕達）実態を把握してほしいんです。

○企画政策部長（永田一廣）要望ということで、だったんですが。生涯学習、いろんな活動がありまして、見方によってはもう全てが生涯学習ということで、どこまでが行政がサポートできるのか、一緒にやれるのかっていうのはなかなか線引き難しいところがあります。地区コミュニティ協議会が地域の生涯学習を支える大きな母体となりますので、抱えてる悩みとか、生涯学習に関する悩みとか課題があれば、あればいいと思いますか、聞き出しながら、対応できるところは検討していきたい。関係部局と一緒に連携とって対応させていただきたいと思います。今、帯田委員の件につきましては、また再度お聞かせいただければありがたいと思います。

○委員（井上勝博）施策の方向性の中で、「地域全体で生涯学習を進めるための環境整備と」というと、この環境整備のことで、教育支所の役割や位置づけっていうのは、これはどういうふうになってるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（中川 清）教育支所の役割っていいますと、教育課については、今回、地域教育課を本年については駐在を置くようにしておりますので。引き続きその機能はこの駐在の中で担っていくということで理解しております。

○委員（井上勝博）環境整備ということで、いろんな環境整備があると思うんですが。教育支所が果たす役割や位置づけっていうのはどうなるのかっていう質問なんですけども。生涯学習という中で教育支所っていうのはどういう役割を果たすんだろうかということなんです。

○教育部長（中川 清）各支所に、地域教育課においては、それぞれ公民館の講座であったり、そういったものの運営をしているということでございます。

○委員（井上勝博）それ、非常に簡単に言われるんですけども。やっぱり民間もある、いろいろな形で生涯学習っていうのをやられるんですけども。やっぱり地域の過疎地に住まわれていらっしゃる方々ができるだけそういう学習の機会っていうのをつくっていく上で、ある程度行政の役割、

非常に大きいというふうに思うんですけども。

私、教育支所が今回、駐在型になるということで、そういった機能が弱まりはしないだろうかという懸念があるんですが。その辺はどうなんでしょうか。

○教育部長（中川 清）いえ、それはないように、本庁と、それから駐在のほうと連携を深めていくということで制度設計をしまいたいというふうに考えております。

○委員（森満 晃）済みません。生涯学習を進めるコーディネートの機能なのか、ちょっとわかりませんが。そういう人数が集まらないだとかそういう部分で、参加者をふやす部分で生涯学習だけでなく。何か市の行事だとか、いろんな田舎でいいますと、がん検診だとか健康診断だとか、いろんなそういう人が集まるものに対してプラスアルファ、生涯学習を足して、なかなか生涯学習だけでは集まりにくいけれども。そういった形で何かそういう、人をふやしていくとか、そういう何かいろんな地区コミだとか、そういったとこで、そういう事例がありましたら教えてください。

○教育部長（中川 清）これは市民福祉部の所管の業務をちょっとかかわってくるんですが。例えばがんの検診に合わせて、いわゆる疾病予防の事業をするとか、今回、元気度アップのポイントにもなるようになったわけですから。そういった制度設計は、市民福祉部のほうでされていると思います。

ただ、なかなか時間帯がまばらになってくるので、きっちり高齢者の方を集めて、その中でやるっていうのはなかなか難しいので、待ち時間を活用しての、そういったイベントになっているんじゃないかなというふうに理解しております。

○企画政策部長（永田一廣）森満委員、生涯学習の際に、イベントの際に別の人が集まる機会を捉えてやったらいいんじゃないかという御提案です。おっしゃるとおり、効果があると思います。役所内では部内の連携をとりまして、スケジュールとか事業計画、役所全体での部長所長会議を通じて、直近の行事予定は把握しておりますので。そういった組み合わせはできるような仕組みは一通りつくっております。ただ、二つの、複数の行事、対象とテーマとか、いろいろありますので、うまくマッチングできればいいんですけど、なかなかそういったところがありますので難しい点も

あろうかと思いますが、可能な限りで、少なくとも庁内では連携をとりながら、あわせてイベント、行事を組むとか、そういったのは心がけていきたいと思います。

以上です。

○委員（森満 晃）ですね。地区コミとのそういった連携的なものでも、そういった形で地区運営を、そういうまた、指導だとか提案だとか、そういうのをまた今後していただければ、少しでも参加者の増加にもつながるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、施策3を終わります。

次に、施策4について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、資料は45ページ、46ページでございます。施策4、「誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用」でございます。

現状においては、三つしてございます。

まず、一つ目につきましては、地域内に多くの文化財等があるということを書いた上で、こういった歴史・文化といった、かけがえのない財産の継承・保存に対する市民の理解を深め、意識を高めていくことが必要であるというふうに認識しております。次の段落におきまして、特に、これらを保存・伝承していくためには担い手の育成・確保が大きな課題となっているという理解でございます。また、「また書き」から以下にございますが、藁傘田池を初めとします、これらの貴重な文化財等につきましては、適切に保存していくことと、また、学術的な資源としてだけではなくて、幅広く、特に観光資源としても活用していくことを図っていく必要がある。文化への愛着を深める必要があるというふうに整理をいたしております。

二つ目につきましては、種々の施設等を抱えておりますが、川内歴史資料館など学習拠点として位置づけるものについては、その積極的な活用を図っていく必要があるというふうにしております。また、2段落目につきましては、市民誰もが芸術文化活動を楽しめる環境を整えていくことが求められているというふうに整理をしたところでございます。

右側の施策の展開方向は二つでございます。

一つ目に、文化財等の保存・継承・活用につきまして三つでございますが、文化財等を生かしたまちづくりを進めるほか、地域文化の情報発信を促進していきます。二つ目には、地域全体で支援する体制を強化していくことを記載してございます。三つ目に、甌島に関しまして、恐竜化石につきましては、学術的な研究をさらに進めるとともに、あわせて他の甌島の資源と一体となった観光資源としての活用を図っていくことを記載いたしました。

二つ目に、文化活動の推進につきまして二つでございます。一つ目には、文化・芸術活動を発表する機会を提供し、あわせて多くの市民が触れることができるように、周知・広報を充実すること。

「また書き」の部分では、新たな文化・芸術活動を発掘し、創造への支援をしますということに記載してございます。二つ目には、先ほど申しました種々の施設の中で、川内歴史資料館等につきまして魅力ある展示、企画展の充実、関連イベントの連携など、PR等を図っていくこと。特に、若い世代の利活用促進に行くことが施策の方向性であるいたしました。

目指すべき姿は、45ページ中段でございますが、地域の文化を身近に感じ、日ごろから芸術文化に触れ親しんでいるという形でございます。

このための成果指標、目標値につきましては、市民アンケートが二つございます。

一つ目には、地域の歴史や文化に関心があると答える市民の割合を伸ばすこと。二つ目には、文化・芸術に親しむ環境が整っているという市民の皆さんの割合を高めていくこと。三つ目には、川内歴史資料館等の入館者数の増加を図ることでございます。

このため、46ページ中段から以下に、役割分担に記載しておりますが、「(市民)」の皆さんに対しましては、文化芸術の理解、参加、創造に努めましょうということ。それと、積極的に伝統行事や文化財保護活動に参加してくださいということ。

「(事業者)」の皆さんに対しましては、文化芸術の振興と発展、ボランティアリーダーの育成支援の推進に努めていただきたい。文化財保護活動へも参加、支援いただきたい。「(地域・団体)」に対しましては、文化芸術活動の理解と活用を促し、さらに伝統行事等に参加しやすい環境づくりを一緒に取り組みしましょうというふういたしました。

行政の役割としましては四つでございますが、一つ目は、文化芸術を創造、取り組むことができる環境の整備でございます。二つ目には、文化芸術の振興ということで、個性、魅力あふれた形の取り組みを。三つ目には、ボランティアリーダーの育成支援等に取り組むこと。最後になります、拠点の施設等を活用した学習機会の充実と文化財保護活動を支援することを市の役割というふうに整理したところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 施策の方向性の中で、「指定文化財等の保存・活用を図るため、その文化的価値を広く一般市民に周知するとともに、保存会だけでなく、地域全体で支援する体制を強化します」という、ここの部分ですが。大変重要なことだと思うんですね。この間東郷の文弥節を見に行っていて、斧淵保存会ですかね、その保存会の方々が子どもたちにも教えているんだっていうことは聞くんですが。なかなかそれに入ってくる子どもたちが少ないっていうようなこともちょっとお聞きして。そうしたときに、やはり薩摩川内市全体の中には興味のある子どもたちっていうのはいるんじゃないのかなと。だから、なかなか保存会の方々の考え方っていうのが、どうしても地元じゃないといけないとか、地元の子もたちにつないでいきたいんだっていう、その気持ちもわからないではないんですが。同じやっぱり薩摩川内市っていう感覚を持てば、広く周知・徹底をしながら、興味のある子どもたちにつないでいくっていうその取り組みっていうのが、ほかのいろんな伝統文化ってあるんですが、そういう考え方って大事なかなと思うんですが。このあたりは具体的に何か考えておられるのか、教えてください。

○教育部長（中川 清） これは、40ページのほうに、小中一貫教育の推進の中の①に、ふるさとコミュニケーション科っていうものも入れてございます。ですから、学校の教育の中では、自分たちの地域にどういうものがあるのかっていうものは教育現場としては周知をいたしております。

それから、今ほど委員のほうからありました、ここの記述については、実は自治総合審議会のほうからも意見がございまして、この中でおっしゃ

ってるのは、「保存会だけで地域全体というふうになってるけども、地域だけではなくて、これは地域でも高齢化が進んで非常に厳しいところもあるので、であれば、企業であったり、ほかの関係する団体との連携とかっていうものの支援を求めるべきではないか」というような御意見をいただきました。ですから、ここの記述については、自治総合審議会の意見を踏まえて、この地域全体っていったもの、少し広げた記述に変えたいと思っております。

内容的なものは、そういった御意見をいただきましたので、今、文化課のほうに指示をいたしまして、各保存会のほうにこういう御意見もあるので、それではリクエストとしてどういうものを希望されますかというアンケート調査をとるように指示してございますので、それを踏まえて今後の事業の展開、支援の活動、これは当然民間の皆さん方にも協力していただけるのか、そういうところも紹介をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上が回答でございます。

もう一点、済みませんが、この現状と課題の中に、今回、間に合いますので、旧増田家住宅の国指定の有形文化財の指定と、それから国の天然記念物指定は、甌島の長目の浜が入りましたので、今回の分は間に合いましたので、この中に追記、修文をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中島由美子） 今のお答えでいいのかなと思うんですが。本当にいろんな文化、残しておきたいなっていうものがたくさんありますよね。それが、本当にだんだん高齢化、少子化っていう中で、すたれていくのがもったいないなって、やっぱり思いますので。教育、学校現場でも3年生、4年生の中で郷土をしっかりと学ぶっていう副教材もつくってやっておられますが。現実には、なかなか見にいけてなかったりとか、私自身もそうなんですけど、知らなかった、勉強はするけど実際どんなものかわからなかったとか、見たことがないとか、あるんじゃないかなと。広い環境の薩摩川内市ですから、何かもうちょっと、本当に行ってみる、見てみる、そんな活動が、これ学校教育の中なんです。必要なかなとも思いますので、そのあたりはまたいろいろ検討されて、本当に幅広く、子どもたちがいろいろ興味を持って、大事な伝統文化または郷土のいろんなものを誰しもが

知っている、やはり大人の人たちでも何がどこにあるのかって知らないっていうのが結構聞こえてきますから、やっぱり子どもたちの中ではそんなことがないようにしていただきたいなと思います。

以上です。ごめんなさい、取りとめもないですけど、要望にしておきます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（川畑善照）今の意見にもちょっと関連するんですが。春の芸能祭では、よく地域の主たる芸能が展示されますよね。参加されます。だけど、商工観光部門のイベントがあるときに、そういうときに地方の薩摩川内市内のそういう行事を入れ込ませる、そういうセッティング、いつも私は言うんですけど。縦割り行政じゃなくて、部門が違ったところ同士でそこをつなぎ合わせる、そういうところが大事じゃないかなと。そうすることによって興味が生まれてくるし、市民の意識が高まってくるんじゃないかと思うんですが、そういうことについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○教育部長（中川 清）これも同じ意見が自治総合審議会のほうでも出てございます。これはどういうことかっていいますと、26ページをお開きください。26ページは、市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開、今、おっしゃったものとは少し違うのかもしれませんが、④のシティセールスプロモーションの充実の中に、ここに書いてございますとおり、歴史・文化やスポーツ観光を含めた旅行誘客や販路拡大と。

要は、一方では守るほうからすると、なかなかそういう発表する場もなくして厳しいところがあると。もう一方では、これは、いわゆる観光の一つの、いわゆる玉になるというようなことがあるんで、これをお互い連携をしながら進めていかなくてはいけない。

具体的に言いますと、来年度開催されます国民文化祭については、現在、全国はんやのイベントについては、これは観光シティセールス課、文化課、両方連携をとりながら進めておりますので、こういったもの、そういうものに地域のものを入れながら、やれるものはないのか。

もう一つ言いますと、例えば、この間の観光シティセールスのプロモーションがありました。事

業については、入来の伝建の中で外国人の湯茶接待をしたりとか新聞報道等ございましたが、そういう取り組みはやってございます。それを郷土芸能なんかを取り入れながらできるのかどうか。それは、お互い今後、十分検討していきたいというふうに考えております。

○委員（川畑善照）今で大体わかりましたが。イベントがよく行われるんですけども、数が多過ぎて単発的、これをよく市民の声を聞くんです。ですから、複合的に物事を考えていくやり方を今後するべきだということ、耳にするもんですから、やはり常にイベントを行われるときは全市的に、全庁的に物事を判断してやっていただきたいということをお願いいたします。

○委員長（持原秀行）いいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

これで、施策の4を終わります。

ここで、休憩いたします。再開はおおむね13時とします。

~~~~~  
午前11時50分休憩  
~~~~~  
午後 0時57分開議
~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、施策5について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、資料の47ページ、48ページをお願いいたします。

施策5、「スポーツ活動を楽しむ環境整備」でございます。

まず、現状と課題でございますが、三つの整理でございます。一つ目には、多くの社会体育施設が整備されていることを前段に書きながら、健康寿命を延ばすためには、身近にスポーツを楽しむ生涯スポーツをさらに推進していく必要がありますというふうに整理をいたしております。

②、③の部分でございますが、前段の書きぶりにつきましては、トッププロや実業団等の合宿等の利用があるということ踏まえ、32年に東京オリンピック・パラリンピック。また、第75回国民体育大会鹿児島大会が予定されることから、

これらの競技に関する合宿やスポーツ大会等の誘致によってスポーツへの関心と競技力の向上を図っていく必要があるというような前段を置いたところでございます。

このため、右の施策の方向性につきましては、三つ整理をいたしております。

一つ目に生涯スポーツの推進でございます。その一つ目は、各種健康スポーツ教室の開催や地域スポーツクラブ等の育成などに取り組んでいくという体制づくりの強化でございます。二つ目には、コミュニティ協議会、スポーツ推進協議会と連携をとりながら、地域のスポーツ・レクリエーション活動などの環境づくりを進めていくというふうにいたしました。

二つ目の競技スポーツの振興に関しましては、NPO法人の薩摩川内市体育協会など関係団体と連携しあって、指導者の育成、指導体制の充実を図ることを。二つ目には、トッププロ等の合宿誘致やスポーツ大会の誘致に努め、これにより競技スポーツの振興を図っていくことといたします。

三つ目でございます。スポーツ振興による地域の活性化についてでございます。合宿やイベントの開催等を通して、交流人口の拡大によりまして、地域の活性化に結びつけていくということで、他の施策との連動性をこちらのほうで示したところでございます。

よって、左の中段になりますが、目指すべき姿は、市民が気軽にスポーツに親しみ、環境が整い、日常的にスポーツを楽しんでいるというふうにしたところとでございます。

成果指標と目標値は三つで、最初の二つが市民アンケートによるものになりますが。運動やスポーツを楽しむ環境が整っていると思う市民の割合を。また、日ごろ、運動やスポーツを楽しんでいるという自覚されている市民の割合といったものを引き上げていくというようなものにしております。また、合宿団体数につきましては、現行70につきまして、100程度まで引き上げる方針でございます。

なお、役割分担は48ページに記載しておりますが、「(市民)」の部分では、スポーツ活動へ参加することを。また、サークル等への積極的な参加及び定期的な運動の機会をつくることについて、啓蒙啓発を図るという、取り組んでいただきたいというふうにしております。「(事業者)」につつま

しては、地域に根差したスポーツ活動を促進する旨。それと、地域のスポーツ指導、交流、競技力の向上。指導者及び競技者の養成に取り組みましようということで、事業者の役割としてございませぬ。そのほか、「(地域・団体)」につきましては、指導者の育成、さらにスポーツ大会等の開催への取り組み。それと地域スポーツの振興と団体間の交流活動を推進していただきたい旨記載し。

行政の部分につきましては、市民の皆さんのスポーツ活動への参加を促すと同時に、各種スポーツ活動の場を提供すること。二つ目には、社会体育施設の施設としての整備、競技スポーツの振興、指導者養成等を支援する旨。最後になりますが、スポーツ推進計画を策定し、本市の実情に即したスポーツ環境を醸成していく旨、役割として記載しております。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）スポーツを誰もができると。現状と課題です。「市民誰もがスポーツを通じて健康を維持し、交流の輪を広げ、健やかで豊かに暮らせるよう、総合運動公園をはじめ、多くの社会体育施設が整備されています」というのが現状になっているわけですが。下のほうで、市民アンケートをとると、日ごろ運動やスポーツを楽しんでいる市民の割合は36%ということで、まだ6割から7割の方が、日ごろからスポーツをしていないということになるわけですね。ここに、なぜそういう施設は整備されているのに、3割から4割にとどまっているその原因というのは何かというの、どのように把握されているんでしょうか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）このまず整備の部分につきましては、基本、総合運動公園を中心に考えたところでございまして。あと、当然、社会体育施設には、各地域にもたくさんございませぬので、そういう意味で、まず整備されていることで捉えてございませぬ。

それで、実際、楽しんでいる市民の割合については、実は、今回初めてこういう市民アンケートをもって把握をしたところでございまして。具体的原因については、分析はまだ我々もしておりませぬが、数値的にはこういうことになっていると

いうことでございます。

**○委員（井上勝博）** ぜひ分析をしていただきたいと思うんです。

私は、その一つの中に、やっぱりスポーツをするのに幾らかのお金がかかるんですね。例えば私はバドミントンをしていますので、ラケットがやっぱり、例えばガットをかえなきゃいけないとか、体育館でやるのには、体育館用のシューズをそろえなきゃいけないとか。それから、コミュニティスポーツクラブに入っていますので、コミュニティスポーツクラブの会費を払わなきゃいけないとか。そういうことを考えると、幾らかやっぱり負担がかかっている、以前からすると、この負担がどんどん重くなっていくと。

コミュニティスポーツクラブへの補助金がカットされたために、やっぱり会員一人一人の負担も重くなっているというような問題なんかがあって、幾らかのやっぱり余裕がないと、スポーツというのは難しくなっているんだなというふうなことをちょっと感じたりするんですね。

実際、そういうほとんど、例えば年金暮らしで、かつかつの生活をされている方が、ゲートボールをしようと思っても、やっぱり幾らかの費用がかかったりするわけです。そういった費用負担を軽減するような、そういうことが、市民が誰でも楽しめる環境づくりということになっていくんではないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

**○教育部長（中川 清）** まず、本市のスポーツ施設、それから文化施設もですが。これは全体的に使用料の見直しを実施しておりますが、私どもは県内の市においても、文化施設、体育施設を含めて、使用料は低い部類に入っているというふうに承知してございます。結果的にどうということかといいますと、今でも文化ホールであったり、総合運動公園というのは大盛況でございます。その中で、今ほど委員のおっしゃいました部分については、これは例えば前の市民福祉部長をしたときに、高齢者クラブ連合会、あるいは単位老人クラブに、高齢者クラブに入っていらっしゃる方々については、また減免の制度もつくってございまして、それぞれのステージでできるような仕組みというのは、できる限りやったつもりでございます。

また、今後、これについては、例えば生涯スポーツというのは、高齢者の介護予防の観点とい

うものもありますし、私どもの仕事というのを市民健康課のほうに譲ってしていただくような仕組みもありますので、そういったものを含めて全体的な調整はしていきたいと。決して、他市に比べて私どもは費用負担が高いというふうには考えてございません。

**○委員（井上勝博）** 私は別に他市と比較する必要はないと思うんです。現状値が36%ということで、3割から4割しかスポーツに触れるというのがないということで、これを、この太い矢印というのは15%ぐらいですか。

[「20%」と呼ぶ者あり]

**○委員（井上勝博）** 20%でしょう。56%まで引き上げようと思うならば、何が問題になるのかという原因を把握するということが大事なんです。その中の一つとして、やっぱりスポーツをするのには、幾らかのお金がかかるんだという、そういうのが私は感じてるということを言っているんです。

です。ですので、やっぱりぜひこれを引き上げるためには、何が原因なのか。これは非常に大事なことで、スポーツはやっぱり権利であるという考え方が国際的な考え方ですのでね。もうほんとうにわずかし、36%しか触れる機会がないということ自体を改善していかなくちゃいけないというふうに思うものですから、そう申し上げたわけで。どうやって、なぜ3割か4割なのかということについて、これからの原因把握についてはどのようにされようとしているのかということをお尋ねします。

**○教育部長（中川 清）** この市民アンケートは企画政策課のほうで総合計画のために実施されたアンケート調査でございます。

私どもは、これとは別に、市民スポーツ課については、スポーツ振興計画を今策定中でございます。

例えば、ここの市民アンケートの36%というものを年代区分層で区切っていって、どのような市民の割合であるのか。例えば高齢者の率については、高齢者の率は、例えばスポーツをしようとしてもできない層もいらっしゃるわけですから、そういった分析。あるいは、例えば若い世代については、なかなか多忙感もあって、スポーツをしたくてもできないというような、よりそういう細かな分析をすることによって、次のステップ

アップ、例えば介護予防でも、65歳のときあんまりされないんです。70歳、少し年を重ねていくことによって、周りのことがわかり、少し自分も体調がどうかなのというのできていくんですが、介護予防というのは早い時期からしなくちゃいけない、そういうものもありますので、そういった年代層を割合を分析することによって、今、委員がおっしゃったような答えも出てくるのではないのかなというふうに考えておりますので、それはまた別途の私どもの調査等も踏まえて検証していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）**今おっしゃったように、若い層でいえば、もう残業がずっと続いていて、なかなかスポーツをする時間がとれないとか、そういった問題もあると思いますので、そういう分析を進めていただいて、この20%アップというのは達成していただきたいということをお願いします。

以上です。

**○委員長（持原秀行）**ほかにありませんか。

**○委員（谷津由尚）**2点あります。

まず、48ページの上の①の四角の2番目です。「地区コミュニティ協議会やスポーツ推進員と連携し、地域のスポーツ・レクリエーション活動などの環境づくりを促進します」と。大変これはもうすばらしいことなんですけど。ただ、先ほどちょっと関連しますが、地区コミュニティ協議会等々で、やはりレクリエーションを何かしようとした場合に、どうしても予算というのが絡むわけで、金銭的な問題がありまして、どうしても地区コミ自力でやろうとすると限度があるということ。この方向性に関して、別途、このことを補完するような制度、助成制度ですとか、そういうのが準備されているのかどうか、それが一つ目です。

二つ目です。一番下に「薩摩川内市スポーツ推進計画を策定し」とあるんですけども。この推進計画策定されるこの推進計画は、このこと自体が今ほど言いましたこの地区コミュニティ協議会とか、こういうところがもし何かのイベントを開催しようとしたときのそういうものと何らかリンクする内容があるのかどうか、この2点です。

**○教育部長（中川 清）**まず、スポーツ振興計画については、先ほど申し上げました教育振興計画、この下に基づく、いわゆるスポーツ部門の個

別計画になります。

振興計画の中でも数値目標、成果目標ありますが、このスポーツ振興計画の中では、また、より具体的な分析というものも出てまいります。ただ、具体的な予算の裏づけであるとか、そういったものは、それぞれ単年度の予算の中で検証していきますので、そこの記述ぶりというものは少し難しいのかなというふうに考えております。

一方で、ここの地区コミュニティ協議会やスポーツ振興推進員との連携というふうに考えているんですが、これは先ほど申し上げました市民スポーツ課の仕事を市民健康課のほうに移譲をしたという事業もあるんですけども、人のふんどしで相撲をとるようで恐縮なんですけども。介護予防の財布というのは来年度からまた制度改革があって、いわゆる予防経費の部分が少し拡充になっていくのではないかと。ですから、ここの市民福祉部の財布を使って、私どものここにいるマンパワーですね。スポーツ推進員であったり、こういったものを紹介をしながら、地区コミのほうでそういった事業展開をしていただけるような仕組みというものを市民健康課等と協議をしていきたいというふうに考えております。

**○委員（谷津由尚）**介護分野からの補てんがあり得るだろうというお話です。御期待申し上げます。

向こう5年間、それって向こう5年間期待できるんですか。

**○教育部長（中川 清）**教育費の市民スポーツ課の予算に比べて、格段に介護予防費というのは全体の制度設計が、介護保険は伸びる一方です。その予防の、介護保険は必ず伸びます。それを要は、抑制するための予防経費ですので、これも間違いなく右肩で伸びていきますので、私どもの教育費の予算でお願いするよりかは、そちらのほうの予算のほうに私どもの事業を組み入れていただくと、その仕組みのほうで、今後の財政状況を踏まえても得策ではないかと。

ですから、高齢者等については、そういったものを使いながら、より若い皆さん方の部分については、そのお金を出すというよりかは啓発です。こういった部分に力を入れていきたいというふうに考えております。

**○委員（谷津由尚）**わかりました。確認なんですけど、今の資金的な補填の部分については、特に

介護という、介護予防というファクターの部分が強いんですけど、実際は地域で、何かしらのイベントをやろうとした場合は、当然年齢制限というのが高いわけですので、それはもう若い方であろうとも、一括してそれを適用しますよという解釈でよろしいですね。

**○教育部長（中川 清）** これは当然、国の補助、それから市の介護保険料、そういったものを使うという仕組みになっていきますので。全体が100%対象になるのか、あるいは対象者となる、いわゆる2号保険者のほうも1号、2号、介護予防事業というのはあるわけですので、そういったものがすみ分けができる。できないところは、当然単費ということになってくると思いますが。その辺のルールづくりは、市民健康課のほうの、これも他人のふんどしで相撲をとるようで申しわけないんですけど、協議をしていきたいというふうに考えております。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

**○委員（小田原勇次郎）** 1点だけ確認をさせてください。

この前期計画における薩摩川内市のスポーツ推進計画の位置づけについて。今、市民スポーツ課のほうで首長事務局に制度が、いわゆる機構が改革している中で、この市民スポーツの推進計画というのはどちらのほうで所管して推進していかれるという考え方でよろしいのでしょうか。

**○教育部長（中川 清）** これは4月から機構改革で変わりますので、当然、まだ策定の作業中ですので。3月中は私ども教育委員会のほうでやりますが、4月からの部分については、首長事務局のほうの所管のほうに引き継いで、策定と計画としては、市長事務局の計画としてできるというふうになっております。

**○委員（帯田裕達）** 指導者の養成とか育成とか出てきますけど、競技別でもいろいろ人数とかも違うと思うんですが。今、薩摩川内市における指導者の人数とか、例えば登録制になっているのか。例えば地域でこういう競技を学びたいとなったときに、誰か指導者を要請して、コーチと呼べるとか、そういう登録制はないんですかね。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 指導者の枠組みにつきましては、基本、競技団体のほうでされておまして。当然、県の協会から各薩摩川内市の協会にということで、登録制度をされておま

す。特に、今回、国体が迫ってきているわけですが、これについては県のほうの協会が主体的に指導者育成を含めて、実施する方向でそれぞれ競技団体で進められております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** よろしいでしょうか。

**○委員（小田原勇次郎）** もう一点、確認だけ。確認というか、最後にもう一点だけ。今度、市民スポーツの業務が首長事務局のほうに新年度から移行するということもあり、今度は首長事務局を挙げて、今、中川部長が御説明されたように、介護の部分、高齢者の部分、そして、いわゆる地域のこの地区コミのこういう生涯スポーツというのは、地区コミの運営補助金の中に前、合併前の体育協会、市の地区の体育協会への補助金というのは、地区コミの運営補助金の中に網羅されて、補助金が今出されているという認識でありますから。ここあたりをまた広く首長事務局のほうでいろいろ連携を図りながら、さらに充実を図れるような形で、先ほど川畑委員も文化の部分で連携という分をおっしゃいましたので、そこあたりを十分にまた今後推し進めていかれたら、また、市民の方々のいわゆる結果が出ていかれるのかなというふうに思うところであり、よろしく願いをいたします。要望であります。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（持原秀行）** 質疑はつきたと認めます。これで施策5を終わります。

以上で、政策5に基づく基本計画の各施策の審査が終わりました。次から政策6に基づく基本計画の各施策に入ります。

△政策6 市民みんなで考え、行動するまちづくり

**○委員長（持原秀行）** それでは、政策6、(1)について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）** では、49ページ、50ページでございます。政策は6、「地域経営、「市民みんなで考え、行動するまちづくり」に移ります。

施策の1、「地域力を発揮するコミュニティ活動への支援」でございます。

現状におきましては二つに整理しておりますが、冒頭にいろいろ書いてございますけど、中段の部

分からになります。地域が自立して活性化していくためには、地域資源を活用した交流事業やコミュニティビジネスの展開を拡大していく必要があるという認識でございます。

また、同時に、リーダー等の人材育成、地域連携を強化するという必要がございます。

さらに、コミュニティセンター等の施設等につきましては、老朽化等が進んでいること等もあり、状況把握に努めながら、計画的に改修する必要があるという形の整理もいたしております。

最後に、①の中では、自治会の再編を図っていく必要があるという考え方も課題として認識を明記しております。

②でございますが、こちらの部分は市民の自治意識に関することでございます。未加入者の増加や若年層の活動への参加が減少傾向にあることから、市民の自治意識の向上を図っていく必要があり、「また書き」からにつきましては、特に高齢化の著しい地域においては、支援職員の配置、その他の支援施策を講じていく必要があるという現状認識でございます。

これを踏まえまして、右のほうの施策の展開方向は二つ。まず一つ目に、地域の自立・活性化への支援につきまして、一つ目のひし形につきましては、後段部分になります。地域の特色のある活動やコミュニティビジネスの展開と定着化を支援してまいります。二つ目には、NPO及び市民活動団体等との連携を強化し、地域の活性化を支援いたします。三つ目には、活動拠点となります施設等の整備・改修等を実施してまいります。さらに、四つ目には、地域の牽引者となりますリーダー等の育成を図っていくことも位置づけております。最後になります。小規模自治会の再編等につきましても議論を深め、支援していくことが必要というふうに施策の方向性をいたしました。

二つ目に、②の住民自治に対する意識の向上の部分については二つでございます。引き続き自治会加入促進の強化に取り組むとともに、住民の皆さんの自治に対する意識に啓発、向上を図るための取り組みをしてまいります。

これによりまして、左下になります。目指すべき姿は、主体的に地域の課題に取り組み、自立した地域づくりが実践されている、ここを最終的な目標としたいと思っております。

このために成果指標、目標値については四つで

ございます。一つ目は、市民アンケートによりまして、コミュニティ活動に参加していると回答される市民の割合を引き上げていくこと。二つ目には、地域の活動、市民活動等に取り組み、市の補助金を活用しておられる地区コミ、NPO、ボランティア団体の自主的な活動を拡大していくこと。三つ目には、自治会加入率を引き上げていくこと。四つ目には、自立していると感じている地区コミュニティ協議会の割合といったものを直接地区コミのほうに照会をして、基準値からその引き上げを図ろうとするものでございます。

このため、右側の役割分担につきましては、それぞれ書いてありますが、「(市民)」の部分では、積極的に地域活動に参加していただきたい。自治意識といったものについて、高め合う努力をお願いいたします。「(事業者)」につきましては、社会貢献活動の中で社会的な責任を発揮し、その推進の一翼を担っていただきたい。また、「(地域・団体)」につきましては、自治組織の確立に努めながら、公共事業や公共サービス分野へ積極的に参画をお願いしたいということでございます。

行政の役割としましては、一文でございますが、地域活動の支援と連携の促進に努めていくという方向性を示しております。

以上でございます。

○委員長(持原秀行) ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員(成川幸太郎) 自治会の再編を図っていく必要がありますということですが、これは非常に大きな問題になってくると思うんですけども。今のこの再編の状況は、自治会の意思に任されているのか、今後、もし再編を図っていくとすれば、どの程度の規模の自治会に対して、最低限自治会を運営するために、どの程度が必要と考えて、行政としてどの程度積極的にかかわっていかうとされているかを教えてください。

○企画政策部長(永田一廣) 自治会の再編につきまして2点ほどでした。

まず1点目、自治会の再編につきましての市のスタンスというか、考え方です。これは、本定例会でも申し上げましたとおり、自治会が現在ある状況に関しましては、歴史的な背景とか地理的な関係とかいろいろございます。確かに問題意識は持っておりますが、現時点、市当局といたしまし

ては、それぞれの自治会の考え方を最大限尊重していくと、市が強制的にこういう合併をしないとか、したほうがいいですよという、そういう仕掛けは積極的にはしていないというのが現状でございます。

それと、これに関連しますが、合併した、合併するに当たって、最適な世帯規模とか、そういうマニュアル、基準です。そういったのはどう考えてるかということですけども。これも先ほどと関連しますが、それぞれの関連する自治会の考え方によりますので、一定のマニュアル的なものは持ち合わせておりません。

ただ、これまでの合併の経験というのも担当課長以下、ノウハウ、あるいは手法を持ち得ておりますので。相談を受けた自治会に対しては、積極的に支援、サポートはしていきたいと思っております。

以上です。

**○委員（成川幸太郎）** 今、そういうスタンスというのはわかっているんですが。今後、やはりこういう地域を維持していくということを考えれば、やはり行政が何らかの形で積極的に入って行って、その再編する目的を理解してもらおうということをしていかないと、ただもう地域に任せっ放しではなかなか進んでいかないのじゃないかと思っております。また、そういった対策も講じながら、再編を図っていただければと思います。

**○委員（井上勝博）** 自治会が小規模化したり、担い手がなくなったりしていく中で、やっぱり若い人たちが、そういったところから出ていくという傾向というのが、やっぱりあるわけです。役員をずっと続けなきゃいけないとか、そういう話はよく聞くんですね。若い人がなぜ過疎地に住もうとしないのかという原因の一つに、若ければ、やっぱり役員を任されるということで、それが非常に負担になって、それでできるだけ人口の大きいところに行ったら、役員の回ってくるのが少なくなるという、そんな話も聞いたことがあるわけですが。そのことによって悪循環といいますか、規模が小さくなって、若い人が出て行って、さらに規模が小さくなり、高齢化が進むということになってるように思えるわけですけども。そういった実態については、どのように把握されていますか。そういうことをよく聞くんですけども、当局はどのようにお考えでしょうか。

**○企画政策部長（永田一廣）** 中山間地域の過疎、高齢が厳しい自治会において、さらに過疎化が進むという現状は、全体的には認識しております。

ただ、その原因が、若い人が出ていくから、単に若い人が出ていくからと、一つの要因ではあるかもしれませんが、短絡的には考えていないというか、大きな原因の一つの要因ではありますけど、それが原因だというふうには考えていません。

それで、井上委員、冒頭ございました、自治会に入らない人たちの理由というのを聞きますと、自治会に入るメリットがないとか、あるいは役員になるのが苦痛だとか、いろいろございます。そういう声は十分聞いて、認識はしておりますけれども、そのことによって若い人が出て行って、地域が衰退していく、そういう分析は、今では至っていないということでございます。

**○委員（井上勝博）** 分析をしていく必要があると思うんです。よく聞くんですよやっぱり。うちの弟なんかもそうなわけ。もう若ければ、仕事が若い人のところに集中、地域の仕事が集中してくると。もう本当に耐えられない状態まで来るといようなことを言ったことがあります。やっぱりそういうような分析をして、そういう人たちが、いや、この地域に住んでることについてやっぱりメリットがあるというふうに感じられるような、そういう政策を持っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

**○委員（小田原勇次郎）** 私は2点質問をさせていただきます。

自治会加入率を81.4から85に3.6%上げるという5年計画であります。大規模の市街部の人たちの加入率が低くて、なかなか加入率が上がらない。この3.6も非常に厳しい数字だろうなどは思いながら。以前、私は前の期のときに一般質問させていただいた中で、市として今、自治基本条例の第25条に「自治会加入の参加を努めるものとする」という努力規定が自治基本条例の中には掲載されているんですが。市のスタンスを—例えば自治会加入促進宣言都市であるとか、加入促進条例であるとか、そういう行政の市のスタンスを、もっと前面に押し出す必要はないかという一般質問をさせていただいたことがありました。そのときには、お考えはないということでしたけども。もっと市側がそういうスタンスに立てば、も

つと各地で自治会長さん方、いろんな取り組みの中で、市として加入促進を図っているんだという部分が動きやすいのではないかなというふうに考えるんですが、市としてそういうふうな、前面に表看板として大きく掲げられるお考えはないのが1点。

2点目は、ちょっと各論で済みません。本当各論で。「コミュニティ活動拠点施設の整備・改修等を実施します」というのを、文言が施策の方向等にあるものですから。一応、人口1万1,500人を擁する可愛地区が昭和30年代に建てられた地区コミュニティ協議会の建屋の中で頑張っておると。昭和30年代に建てられた建物の中で、一番古い建物の中で頑張っておるという実態の中で、この10年間の間に、そこあたりの整備計画というもののお考えがないのかだけ、なければならないで結構ですから、お答えください。

**○企画政策部長（永田一廣）** 2点御質問いただきました。

まず1点、この自治会加入について、都市宣言をする、あるいは条例制定をする考えはないかということでございます。

結論から申し上げますと、現時点において、さきにお答えしたとおり、都市宣言、条例制定については、今のところは考えておりません。今後の本市の自治会加入の動向等を見極め、あるいはそれが、その効果等を勘案しながら、必要な時期、また研究はさせていただきたいと思っております。

なお、これも繰り返しお答えしておりますが、この自治会加入というのは、だんだん下がってきておりますので、2、3年ほど前に、関係者、市民ですけど、集まっていたきまして、いろんな取り組みを進めております。8月を加入促進月間と定めまして、懸垂幕、そういった周知活動のほか、特に市街地部につきまして、希望のある自治会に対しましては、本市コミュニティ課職員、夜、時間を割いて、戸別訪問をして声かけをするなど、その他、新たな取り組みを進めてきております。大変難しいテーマで、85%というのはちょっと厳しい数字ではありますが、より加入率を高めたと思っております。これが1点目。

それと、コミセンの整備ですが、御指摘のとおり、可愛地区コミセンは、昔の養護老人ホームですか、その施設を改修する形で、昭和30年代建設の施設でございます。経過年数からいけば、

確かに長いんですけども、その後、いろんな改修工事等もしてきておりまして、使う際に、駐車場の問題とか、坂があるとか、そういったのはありますが、施設そのものについては、まだ使えるということで、今のところ、この10年間に可愛コミセンをつくるというのは、具体化しているものはございません。老朽化とか、緊急性、災害、防災の観点とか、そういったのを総合的に勘案しながら、今後、そのコミセン改修、増築を含めて研究していくことになろうかと思っております。

以上です。

**○委員（川畑善照）** 先ほど、自治会の統廃合、統廃合というか、そういうのは役所としては積極的には口出ししないと言われるわけですが。そういうこともある程度リーダーシップをとらないとうまいかんのかなと。小さな過疎的になっていたら、やっぱり合流していかなければいかんのじゃないかということが一つ。

それから、市街地においては、分譲マンションが今も建ち方ですが、また、太陽パレスの跡もそのように聞いております。そうなりますと、自治会の基本的最低基準の世帯数とか、そういうのは決めていらっしゃるんですか。いずれにしましても、その地域にもし自治会に入ってもらう場合に、どうしても入ってもらえない、そういうアパートとか、マンションの方、あるわけです。そうすると、このパーセンテージは下がる可能性があるわけですが、加入率が。そういうことも含めて、やはりマンションが、例えば何十世帯となれば、一自治会にして、そこでもう組織をつくってもらうとか、そういうのはやっていますか。

**○企画政策部長（永田一廣）** 自治会の再編につきまして、市としての基本的な立ち位置は、冒頭申し上げたとおりですが、何もしていないということではございません。個別の相談があった場合には、足を運んで、夜間の会合に出ていく、これが一つ。

それと、48地区コミ全てにおいて、そういう悩みがございます。樋脇にしてもそうですし、甕島、最近では東郷もです。そういった声がございますので、会長さん方が寄る機会が年に4回ほどありますので。そういったところで本市の現状、市の考え方と現状と必要な情報は提起をしております。積極的な仕掛けではありませんけど、合併がもう直面する課題になりつつあるというの

を、間接的ですけど、会長さん方、地区コミュニティ会長さんを通じて説明会をしていますし、支援していくという姿勢を示す。これが1点です。

それと、市街地部の問題でしたが、最低限の自治会の世帯数というのは、コミュニティ課として、10世帯以上とかといったのは持っていません。ただ、適正規模と申しますのが、平均すれば、50世帯前後が、大きくもなく、小さくもないという一つの数字は持っていますけど。何世帯以上でない自治会ではありません、そういう決め方はしていません。

それと、マンションとかアパートです。これが、ここが若い世帯が入ってきて、あるいは学生さんが入ってきて、自治会加入、さらにネックになっているところなんです。こういったマンション等につきましては、管理業者、または宅建業協会を通じまして、自治会に、既存の自治会に入ってください、あるいは、自治会組織をつくっていただくように、これも毎年足を運んでお願いしております。そういった仕掛けをしまして、ですから、一つのアパートが、あるいはマンションが自治会になるというのは当然あり得るということでございます。

○委員（川畑善照）やはり、うちの自治会でも、やはり金融機関の転勤族の方なんかは入っていらっしゃいません。加入しても、いつ転勤があるかわかりませんということです。そういうことやら言われまして、なかなか入ってもらえません。

それと、やっぱり自治会として、アパートやマンションがふえますと、どうしても加入率が低下しますので、そういうときは、やはり特に分譲の場合は、大手がやっぱりつくりますので、なかなかそこまで介入しづらいと思いますけれども。自治会長と話し合っ、やはりそういうところは加入率を高めるには、どうしても一本化されたほうがかえっていいんじゃないかなと。四、五十世帯の場合は。そういうことも考えられます。でないと、既存の自治会で加入促進をしても、やはりいろいろトラブルの原因になったりしますので、そのところはまた含んでおいていただきたいなと思います。

○委員長（持原秀行）検討をしてみてください。

○企画政策部長（永田一廣）柔軟に対応したいと思います。

○委員（谷津由尚）今の意見に若干関連するか

もしれません。自治会加入率がやはり問題になっている中で、行政として、自治活動が機能する限界というのは、加入率が何%を下回ったらほぼ限界だと見ておられるのか。それに対して、85%の目標値というのは妥当なのかということ、ちょっと1点目にお聞きしたいと思います。

2点目ですけど、今後の施策体系のところ、住民自治に対する意識の向上という、これをもって加入率の促進を図るということになるんですけど、加入率促進のための施策としては、現状のまま、新たに何かを打たれる予定がおりなのか、現状のままなのかを2点目の質問とします。

以上二つです。

○企画政策部長（永田一廣）自治会の存立、最低の存立ラインとして加入率は幾らと考えているのかというのが1点目でした。結論から申し上げますと、限界点、何%というのは持っていません。県内の他市の状況を見ましても、ありますけど、80%、うちが81.4%ですが。決して低くない、遜色のない数字です。100%が理想ですけど。ですから、まだ十分自治会組織としては存立する、ぎりぎりではないということで、50%なのか、40%なのか、その数値は持ち得ておりません。申しわけございません。

それと、これを85%に引き上げるための新たな施策、施策というか、手立てを考えているかということですが。現在、先ほど小田原委員のところでも説明しましたが、いろんな取り組みをこの2年ほど前から展開してきております。数値が大きく向上していないというのは、ちょっと私どもの力不足かもしれませんが、引き続き、現在、新たに取り組んで加入促進策を引き続きやっていきたいと。

また、有効な加入促進策が見出せれば、それも取り入れながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（谷津由尚）もう一点、85%という目標値というのは妥当なのかどうかということにも回答をお願いします。それはさっきの質問の残りです。

それと、今、2年前からやっている施策を引き続きやっていかれるということだったんですけど、2年前からその新しい施策を展開されて、その結果が今がどうなっていて、それがこの85という数字に結びついているのかどうか、目標値にですね。

そこをちょっとお願いします。

**○企画政策部長（永田一廣）** 加入率85%が妥当か、実現可能かという御指摘からだと思えます。

これまでのちょっと推移を申し上げますと、合併直後は84%程度の加入率だったかと思えます。これが残念ながら、現在81.4というふうになってきております。そして、2年、3年ほど前から、新たな取り組みを進めてきた結果、この81.4、残念ですが。若干下がってきておりますが、その現状傾向というのは、カーブとしては緩やかになってきているということで、何がしかの効果は、その2年間、3年間の取り組みは効果があったと思っております。

それで、下がってきている中で85%というのを、担当課としても大変悩みました。減少していくというのを、傾向の中で厳しい85を掲げるのも、ちょっといろいろ議論したんですけど。やっぱり今取り組んでいる取り組み、あるいは新たな手法があれば、こういったのを手掛けていって、85には届かないまでも、引き上げる方向で努力をしたいということで、きちんとした積算根拠というのはありませんけど、ベクトル、気持ちとして設定した目標値でございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** はい、わかりました。いろいろ協議されて、減少率が減少したということですね。

先ほど川畑委員もおっしゃったんですが、今の傾向として、やはり単身赴任者がアパートには非常に多いということと、転勤族が非常にアパートを中心に多いものですから、そういう方々がなかなか入られないというのが事実としてあります。

考え方を改めて、そういう方が気軽に入られるという、やっぱりそういう何かアプローチの仕方というのを考えていかないと、今から先は当然もう減る一方だろうなというのを、そういうのを危惧します。

極端に言いますと、その転勤族の方々は、当然、首都圏から来られた方々が大半の場合が多いんですけど、自治会に入らないのが当たり前やという考え方をされていますから。極端に言いますと、そういう方がもうほとんどですので、自治会に入っているのはよそのことという、そういう言われる割には、ごみ出しのときに非常に不便だとか、そういうことをおっしゃるわけです。

ですので、基本的に自治会活動、自治会に入るメリット、デメリットというのはきちんとやっばり理解をされてない。そういう方が来られたら説明はしてあげるものの、余りにもやっばりそういう無知な部分が多いんじゃないかというのを大変危惧しますので、そういうところをきちんと整理してあげるだけでも変わっていくんじゃないかと思えます。

いずれにしても、その辺の単身赴任者とか、そういう方に対するターゲットとして、何らかの施策を打っていくべきではないかと思えます。

その結果、5年先がぜひ85%ぐらいまでふえていっていただきたいと思えます。

**○企画政策部長（永田一廣）** 今、谷津委員のほうから御提言いただきました。特に若い人、あるいは転勤族について、転勤される方がなかなか入っていただけないという実情は本当でございます。それで、3年ほど前の検討会の中でも、その入らない理由は何なのかと聞いた場合に、午前中も申し上げたんですが、メリットを感じない。何も不自由しない。市政の情報はいろんな形で来るから、入らなくてもいい。役員になりたくない。いろんなのがあります。逆に言えば、入ることによるメリット、自助、共助、そこら辺を説明、自治会長さんを通じて説明したら入ってくれるんじゃないか、いろんな提言もございました。

そういった加入を進めるマニュアル、口述書です。そういったもの準備しながら、必要な地域には回っております。

それと、もう一つ、これは取り扱い難しいんですけど。例えば会員じゃなくて、準会員にする。あるいは、転勤を予想される方は、例えば役員は班長までとか、そういう自治会の判断にこれもよるんですけど、そういう手法をとることによって、加入促進もあり得るのかなと思えます。そういうアイデアもあります。

ただ、これを積極的にやっていけば、加入、正会員でなくてもいい。極論すれば、もう入らなくてもいいというそっちのほうを進める形にもなりますので、これについてはそれぞれの自治会の判断にもよると思うんです。

ですから、何を言いたいかという、入ってもらうための環境整備、メリットの説明も含めて、そういうのも必要なことと思っております。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

○委員（小田原勇次郎）最後に私ももう一言だけ。私は、先ほどお話を申し上げたのは、まさにそこなんです。要は、自治会というのは任意の団体ですから、民間のいわゆる自治組織というのは地域の方々が組織して、それを登録するという考え方ですから。それをどう上げていくかという中において、私が、行政が積極的な姿勢を示したほうがいいですよと申し上げたのは、いわゆるまちづくりが、よろしいですか、薩摩川内市のまちづくりというのが福祉の政策であってもしかり、いろんな政策が自治会、環境政策にしてもしかりですよ。自治会という組織に非常に依存しておる部分、依存という言い方はおかしいけれども、共助の部分の中で、自治会を協力しながらまちづくりを行っておるという施策が根底にあります。

ですから、そこをやはり市として、どうしてもやっぱり自治会加入をいう部分を率先して我々は取り組んでいくんだという部分がなければ、それは公助でやっていけば、環境も、入っていない人たちの分の環境政策、公費を出していけばいいわけですから。公費を出さずに、共助の中でやっていくとするならば、やはり行政としては、要するに、我々は自治会加入を推し進めていくんだという、強いやっぱりスタンスというのは前面に押し出すべきなのかなというふうに一応申し上げておくと。ほかの施策にも影響が出てきますから、まちづくりという観点で影響が出てきますので、ぜひ前面に立って、加入促進を図っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はつきたと認めます。

以上で、施策1を終わります。

次に、施策2について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、51ページ、52ページをお願いいたします。

施策2、「お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進」でございます。

まず、現状と課題、三つに整理をしております。

まず一つ目におきまして、冒頭、現状として書いてありますが、中段から「今後もお」といった部分になりますけども、あらゆる場を通じました人権教育・啓発を推進し、一人一人の人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があるとい

うふうに捉えております。

「また書き」になりますが、同様に、人権や男女共同参画について、正しく理解するための啓発・公報も推進することとし、全体として、社会全体としての意識改革につなげていく必要があるというふうに整理をいたしました。

二つ目につきまして、虐待やDV等に関する人権侵害事案につきましては、内容が複雑、多様化しておりますので、国・県・関係機関と連携とりながら、相談から救済までの一連の支援体制の充実を図る必要があるというふうに整理をいたしました。

三つ目は、男女共同参画についてでございます。取り組みの経緯等を前段で書いてございますが、一段落の行動になりますけど、男女共同参画の理念や、これを実践に結びつける行動がまだ十分定着しているとは言えないという考え方のもと、今後におきまして、各種審議会等の委員構成への配慮及び政策等の決定過程への参画を促すとともに、全ての政策におきまして、このような男女共同参画の視点に立って推進できるよう、実現に向けた取り組みを促進するということといたしました。

このため、右側の施策の方向性は三つの中で、一つ目、人権教育・啓発の推進でございます。

あらゆる場において教育・学習機会の充実を図る。また、人権を尊重するための啓発・広報等に力を入れるというふうにいたしました。二つ目につきまして、相談体制の充実でございますが、高度化する案件に対応可能な体制の整備というのが基本でございます。このため、国・県・関係機関等との連携を強化いたします。また、同様に、このような問題に対応します職員等の人材等につきまして、スキルアップなど、各種相談員の育成と確保を努めるというふうにいたします。

三つ目、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と取り組みの促進につきまして、三つでございますが、一つ目におきまして、学習機会の充実を図るという点が第一でございます。二つ目に、人権侵害に関係しますが、暴力の根絶意識の浸透を図っていくという啓発も行いたいと思います。三つ目には、男女共同参画のうち、女性50人委員会の運営の充実を図ることで、そういう環境をつくってまいりますし、意思決定過程への女性参画を拡大していくという形をいたしております。最後に、全ての施策について、男女共同参画の視点に

立った取り組みを行い、男女共同参画社会の実現を目指すというふういたしました。

目指すべき姿は、左側になりますが、一人一人の人権が尊重され、男女がお互いを認め合い、地域社会の一員として参画できる環境が整っているというのが到達点であろうというふうに考えております。

このため、成果指標、目標値は、市民アンケートとして二つ掲げさせていただいております。一つ目は、一人一人の人権が尊重されていると感じている市民の割合。二つ目には、各種団体、協議会等への女性の参画が進んでいると感じている市民の割合ということで、それぞれ75、58を矢印のようにふやしていくという考え方でございます。

このため、右下の役割分担の中で、市民の部分でございしますが、「(市民)」では、人権の尊重意識及び男女共同参画の意識の醸成や浸透を。「(事業)」者につきましても、人権を尊重した職場づくりや仕事と生活の調和を図ること。また、企業活動の中でも方針決定への女性の参画を促すこと。「(地域・団体)」につきましても、あらゆる方々のその交流を深める地域活動でありますとか、体験活動を行うボランティア活動を積極的に企画していただくことを促しております。

行政につきましては二つでございしますが、人権尊重に関する啓発及び相談しやすい窓口、また、研修等の機会を積極的に提供していくこと。二つ目には、市がかかわります各種審議会等におきまして女性の参画及び施策形成上、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくという姿勢を示したところでございます。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（谷津由尚）** 大きな意味で2点質問します。

まず、この市民アンケートの結果で、一人一人の人権が尊重されていると感じている市民の割合の方は75%という。つまり25%の方はそれを感じておられないということであって、これ大変なことだと思うんですけど、この要因のすみ分けというのは、まずできているのかどうか、それが1点です。

2点目です。その要因に対して、この施策の方向性の三つがきちんとリンクされているんですねという確認です。

以上2点です。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 市民アンケートの一人一人の人権が尊重されていると感じている市民の割合につきましては、総合計画策定に当たりまして、定期的には実施している中の一つでございまして。残り25%の方々が、結果的に、分析はいたしておりません、詳しくは。結果としまして、残り25%の方々が、人権といった部分の認識が低いといいますが、認識されてなくて回答がないのか、それともやはり阻害する要因があるというふうに捉えているのかといった部分については、私どものほう、そこまでの調査はいたしていないところでございます。

そのため、先読みの分になりますが、そのために、施策の方向性の中では、やはり啓発でありますとか、機会の充実でありますとか、そういった部分が入り口論としてはきちっと対応すべきだろうという考え方でマクロ的な構成となっているところでございます。

**○委員（谷津由尚）** 分析はされていないということで、この施策体系が非常に入り口の部分で整備をしたということなんですけど。向こう5年間の活動ですので、やっぱり何らかの形で分析をせないかと思うんです。要因的に、占有率が高いところから、高いものから幾つかは、それに対して1対1でその施策を打っていくということをやらないと、入り口論だけでは、向こう5年間としては、私は不足だと思います。いかがですか。

**○市民福祉部長（春田修一）** 人権に関する問題につきましては、教育委員会も含めまして、かなりの部署で、子どもから含めまして、市民福祉部だけでなく、各部が携わっているところでございます。そういうこともございまして、本市の中では、本年の6月でございしますが、人権啓発、人権教育啓発基本計画というのを策定いたしております。関係課と一緒にしまして、今後のあるべき姿、それぞれの課題に向けてのあるべき姿という形で計画を策定しております。それらに基づいて、今後、毎年検証しながら進めていければというふうに考えております。

ただ、県が人権に関する意識調査というのを平成25年度に行っているところでございますが、

これにおきましては、インターネットによる人権侵害、あるいは高齢者の虐待、あるいは障害者への差別、あるいはDVと、さまざまな部分がありまして、本市におきましても、子育て支援課が担っております配偶者暴力相談支援センターのほうへもかなりの相談件数が参っておりますし、包括支援センターのほうにでも、虐待という形で上がっているところがございます。これらの部分を、目に見えている部分をまずは解決するという部分で、今後、重点的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（谷津由尚）** 今ほどおっしゃいました人権啓発基本計画ですか、6月に策定されたとおっしゃいましたが。そうであれば、今、部長が御答弁されたのは、一般的などという、問題の種類があって、それが本市でもやっぱ起こっていますと。それに対して、目に見えるのはきちんと手を打っていきますと。それはそれで正しいんですけど。ただ、その結果、この75%に対して改善が見込めるのか、改善の方向には行くんでしょうけども、それで本当にポイントをつけているのかという裏づけがないわけです。ですので、人権啓発基本計画に基づいて活動されるのであれば、やはりその条文はこの一番下の行政の責務として、役割分担としてそれをもとに解析をして、今後、5年間の間で成熟させていきますという文章は入れるべきだと思います。そうせんと、本当に表面的ではないんですが、一般論的な部分しか着手できない、あるいは入り口論で終わってしまう。成長がないわけです、政策の。と思うんですけど、いかがですか。

**○企画政策課長（上大迫 修）** 今回、51ページに書いてありますとおり、成果指標を掲げて、今後も毎年調査をして、政策動向をいたしますので、その先にあります原因分析の部分ですね。なぜ25%の方が尊重されていないというような意思表示になってしまったのかといった部分について、掘り下げて作業する作業につきましては、市民福祉部等と連携をとりながら、個別の調査の中で原因を究明して、それを解決に結びつく施策については、毎年度の予算の中で具体化させていただきたいというふうに考えております。

特に、DVの問題からそういうのを感じておられるのか、差別的な部分から感じておられるのか

によりまして、個別なアプローチが違ってまいりますし、また、関係する施策等の連携等も出てきますので、ここにつきまして、この細かな部分まで申し上げられませんが、今後作業する上では、その原因分析を捉えて、評価といたしますか、取り組みという形に結びつけさせていただきたいと思っております。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

**○委員（井上勝博）** アンケートで各種団体・協議会等への女性の参画が進んでいると感じている市民の割合ということで58%となっているわけですが。これは女性の参画が進んでいるかどうかということについては、もっと客観的な資料というのはないんですか。女性参画が進んでいるかどうかの客観的な。それ本市はどのような状況なのかというのをちょっと御説明いただきたい。

**○コミュニティ課長（十島輝久）** 各種審議会等への女性の登用率の推移を若干説明をさせていただきます。

平成23年度に22.1%、いろんな各種行政が行う審議会への女性の委員の登用率でございます。その後、22%台に推移して、平成26年度も22.3%ということで、横ばいの状態でございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 行政がやっている審議会でそういう率しか上がってないということでありますので、行政の努力というのが相当なされなきゃいけないのかなと思うんですが。その辺について、もう具体的な施策というか、そういうものはないんですかね。ここに行政の役割ということでは言ってるんだけど、行政がかかわっている分野だけでも横ばいですから、もっと具体的な強力な施策というのがあっていいんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょう。

**○コミュニティ課長（十島輝久）** 施策とまではですけど、取り組みとして、昨年度から、先ほど言いましたとおり、庁内の各課が把握しております、推薦する各種団体が実質は推薦するわけですが、審議会の委員につきましては、部課長会等ぜひ女性の登用をということで声かけをしております。

また、任期が決まっておりますので、任用がえをするときなどに担当のほうで各課に女性の推薦をということで、個別に依頼をするような形で今

進めておりますので、今後、若干は上がってくるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はつきたと認めます。

以上で、施策2を終わります。

次に、施策の3について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）では、資料は53ページ、54ページでございます。

施策の3、「市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりの推進」でございます。

現状については三つでございます。

①におきまして、広報紙やホームページなど、行政情報を定期的に提供している実態等を捉えながらも、今後におきまして、多様な媒体により行政情報について適切に発信する必要があるというふうに捉えております。「また書き」からでございますが、それと同時に、いろいろな機会を捉えまして、広く市民の皆様の意見を聴取し、市政への反映を充実していくことが必要というふうに捉えております。

②につきまして、行政サービスの質の部分等になりますが、特に後段の部分になりますけれども、今後さらに職員の削減及び組織・機構の見直しを進めると同時に、市行政サービスにつきまして、効率的かつ効果的なものとなるよう、必要とされる人材の育成・確保を図っていくことを示しております。

三つ目につきましては、利便性向上の一環として種々の取り組みをしておりますが、市民の方々が利用しやすい環境整備に取り組んでおり、それをさらに引き続き展開し、さらなる利用向上に取り組む必要があるというふうに考えています。

今後、特に市民のニーズや行政課題等に対応していくため、ICTの活用等により本庁、支所の役割を含めた業務の見直し、集約化、定員適正化など、総合的に一層のサービス向上を図るための取り組みが必要というふうに整理をいたしました。

右側のほうの施策の方向性は三つでございます。

一つ目に、広報・広聴活動の充実につきまして、あらゆる手段での積極的な受発信により、市民と

情報を共有し、市民が市政に参加しやすい環境づくりに取り組みといたします。

二つ目は、人材育成・確保でございます。人事評価制度等の自主的な導入、充実のほか、各種研修などによりまして、高い意欲と政策形成能力を持った人材の育成に取り組む必要がございます。

「また」からになります。特に施策に求められる専門性の高い人材の確保が急務となっているということで、その方向性を示しております。

三つ目につきましては、組織・機構の見直しが三つでございます。本庁と支所の役割を整理するなど、組織・機構の効率化を図る必要があります。また書きからになります。職員削減を図りながら、それぞれの業務に適した適正な職員配置が図られるよう工夫するというところでございます。二つ目につきましては、業務の効率化・集約化を図り、多様化する行政サービスに対応できるような組織体系・機構を構築してまいります。三つ目につきましては、社会環境の変化の部分がござい。社会保障制度のマイナンバーの関係でありますとか、ICTの普及活用などによりまして、さらなるサービス向上を図ろうというふうに、その内容を検討してまいります。

このため、目指すべき姿は、市民の皆さんが求める行政サービスを提供できる人材と体制が整っているというのが目指すべき姿となっております。

成果指標、目標値につきましては、アンケートによりまして、行政サービスについて満足している市民の割合を68%から引き上げてまいります。

また、同時に、情報共有を図る観点や行政に意見なりを反映するという観点からも、ホームページのアクセス数につきまして、アクセス数を維持向上させていくという考え方でございます。

最後に役割分担でございますが、市民の「(市民・事業者)」につきまして、まちづくり懇話会等に直接参加をお願いをし、行政情報への関心を持っていただきたいというふうな促し。また、「(地域・団体)」につきましても、いろいろな機会等を通じまして、市政への積極的な参加に努めていただきたい、関心を持ってきていただきたいことを示しております。

行政の部分につきましては、施策の方向性と重なっておりますが、広聴・広報活動を充実していくこと。簡素、効率的なスピード感のある組織づくりをやっていくこと。また、組織、職員数の見

直しとともに、意識改革や能力開発を実施し、市民の視点に立った行政サービスができるように努めるということを役割分担としております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（谷津由尚）** 市民アンケートで行政サービスに満足している市民の割合68%、大変低いんですけど。この目標値が、矢印じゃなくて、これこそ私は100%に近づけるような目標値を組むべきだろうと思うんです。ただ、この68%の先ほどの質問じゃないですが、68%の要因分析ができておられるのかというのが非常に気になります。それが質問の1点目です。

それと2点目です。その要因に対して、この施策の方向性をつなげられていると思うんですが、特に③の組織・機構の見直しですね。ここと要因分析をした結果とリンクしているかどうか、ここ確認を、まず確認をさせてください。

以上質問です。

**○企画政策課長（上大迫 修）** まず、市民アンケートの行政サービスに満足している市民の割合が68ということについては、積極的に満足しているというふうに回答された方の割合になります。アンケートをさせていただくときに、同時に自由記述の中で、不満に感じている理由といった部分を年代別、性別含めてちょっと評価させていただいておりますが。内容的には、感じている理由は、きちっとアンケート調査の中でしておりますが、かなり広範にわたっております。内容的な部分では、来庁時の対応が悪かったでありますとか、直接触れたときの感想を書いておられる部分がありますが、給与が高過ぎるであるとか、いろんなことを書かれております。これらにつきまして、それぞれの施策の中で、取り組めるものも多様にあると思っておりますが、直接的には窓口等のほうで対応したり、行政に問い合わせをしたりとかいった分に適切に対応してほしいというふうな意見等が主ではなかろうかというふうに捉えているところでございます。

特に、年代的に申し上げても、40歳代、50歳代の方々につきましては、行政の必要な書類が多いでありますとか、電話での対応が不満であった。それと、あとは、サービスにつきまして

は、土日に窓口を利用できないことへの不満でありますとか、それぞれの細かな部分でありますので、トータル分析して、ここだけで問題が解決できるといった部分はありませんが、この不満とされています理由等については、適切に押さえておりますので、今後の中で処理をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、政策の指標と施策の方向性についてでございますが、行政サービスの満足度が低いという部分につきましては、そこを担っております人材の確保、組織的な問題、それとそのサービスに結びつけるまでの広聴・広報といった部分では、成果指標と施策の方向性というのは、直接的リンクというよりは、前提となる広聴・広報が必要であること。それと、直接支える人材の育成が必要であること、そのそこから見たときに、サービスを体系的に実行し、運営していくための組織・機構ということで、リンクはした形となっているというふうに考えているところでございます。

**○委員（谷津由尚）** わかりました。いろんな苦情に似た不満があると思うんですけど。その中で、やっぱり例えば利便性を向上させるという意味で、例えばコンビニ交付、そういうのをやり始めたんですが。そうじゃなくて、やはり市役所の機能というものの大きなのは窓口機能というのが大きなウエートを占めてまして、あるいは電話対応ですね。その辺の接客対応というか、接遇といいますか、システムも含めなんですが、いずれにしても対応された人の印象とか、第一印象とか態度で決まるところが大分あるんですよ、どうしても。特に、たくさん書類をあっち行って、こっち行ってやって手をせないかん場合は、特にそれが感じられるわけです、市民の方は。

ということで、私はこの③の組織・機構の見直しという、これにそういうところをきちんと整備をするという方針を立てないまま、この3番に行っちゃうと、これは改善は難しいだろうという気がするんです。

ですので、この今、施策の方向性三つ上げておられますが、やはりこの中に、②のもうちょっとここを強力に展開されないかというふうに思っています。

いずれにしても現状値が68という、確かに大変満足されているという方の数字かもしれませんが、この数字で皆さんというか、行政関係者がど

う思うかです。これでいいのか、いや、絶対これじゃだめだと思うのか。

したがって、目標値の上げ方も矢印じゃなくて、私はもっとアグレッシブな数字をここに上げるべきだと思います。そういうことをやって、しかるべきなものでありますので、ぜひこの点は、そここのところの内容をよく成熟させられるようお願いをしておきます。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** よろしいですか。

**○委員（井上勝博）** ここでやはり市民の視点に立った身近で利用しやすい市役所づくりという表題ではあるんですが、随所に組織の見直しや職員数の削減という問題が出ていて、本当にこのページというのは、行政改革を言っているのか、それとも本当に市民が利用しやすい市役所づくりを言っているのか、何か混在しているかのような感じがするわけです。

それで、「ICTの活用等により、本庁・支所の役割を含めた業務の見直しや集約化、定員適正化を進めるなど」というふうに言っていますが、私は、ICTは情報通信技術の発達によって、非常にそういう業務が効率的に進められるようになってきているということだと思うんですが。そういう技術を駆使して、支所というのを単なる行政の窓口機関というふうな位置づけではなくて、やっぱり市民から見れば、支所というのは市長のいるところなんです。やっぱ、市長のかわりとしての支所長がいるところなんです。だから、よく行事なんか、支所長はよく呼び出されて、「もう日曜も土曜日もなかつ」ち言われるわけですがそれでも、それだけ支所長というのは頼りにされていて、我々議員なんかよりもずっと頼りにされている存在なんです。

だから、そういう支所をもっと位置づけを逆に高めていく、ここで言っているのは、どうしてもやっぱり支所再編という問題が出てくるような内容になってるわけで、支所の役割をもっと見直ししていくと。単なる窓口機関ではなくて、市民のよりどころとなる場所であるという位置づけをやっぱりしていく、していったこそ初めてこれだけ広大な面積がある薩摩川内市を運営していくということになるんじゃないかなというふうに思うんです。そこら辺、支所に対しては軽過ぎるんじゃないかなと、扱いが。というふうに思うんですが、

こういうことは何回か議論していくことでありますけれども、改めてどのようにお考えなのか聞くんです。

**○企画政策部長（永田一廣）** この施策3で支所についての御質問、御意見だったかと思えますけれども。現在、八つの支所がありますけれども、この支所の機能というんですか、サービス窓口としての支所の機能について、決して軽んじているつもりはございませんし、今後も市民サービスの提供の部署として、部署といいますか、場所としては、機能としては、これまでと同様考えていきたいと思っております。

支所のあり方につきましては、もうこれまでも市長が答弁しておりますので、もうこの場では申し上げませんが、確かに職員数を削減していく中で、支所だけでなく、本庁もそうなんですけれども、全体の業務の集約化を図って、効率的な組織体系にしていく必要があるというふうに考えております。

ただし、その前提として、市民に対するサービスにつきましては、維持、あるいは向上といった視点で取り組んでいきたいと考えております。

御質問の点がちょっと直接的な回答になっていないかもしれませんが、以上で回答とさせていただきます。

**○委員（井上勝博）** これは、市長の方針として、今後、支所の見直しをするというふうに言ってますので、その枠内の議論になってしまうわけですが、それに反する私は考え方もありますから、議論はかみ合わないんだと思えますけれども。

それはさておいてということで、あと、この社会保障・税番号の制度の運用やICTの活用、これICTは何かわかるような気がしますよ。素早いサービス提供になると思います。パソコンにちょっと向かって、ちょこちょこつとやれば、いろんなことが、情報が入ってきますので、前からすると、大分、行政の効率化は進んでいるというふうには思うんですが。この社会保障・税番号制の運用による行政サービスの向上というのは、どのようなことを目指しているのでしょうか。

**○企画政策部長（永田一廣）** いわゆるマイナンバー制度につきまして、制度の仕組みの構築は現在進んでおりますが、まだ、具体的に表に出てきていないところがあります。スケジュール等をまず申し上げますと、来年10月に全ての国民に対

して番号が付与されます。市民に対しては市長が、市が全市民に通知し、平成28年1月からマイナンバー、カードです。カードを希望する市民はカードを受けることができ、向こう10年間保有できる。国においては、平成28年1月から必要なサービス提供ができます。一方、県、市町村は1年おくれの平成29年1月からマイナンバーカードを使ったサービス提供ができることになっております。

このマイナンバー制度の導入につきましては、行政側のメリットもそうすけども、国民のほうにもメリットがあります。言われておりますのが、必要なサービスを受けられる国民、市民に対して、行政側が抽出してサービスを積極的に提供といいますか、紹介、案内できるというプッシュ型のサービスができるということになっております。

それと、このマイナンバーカードが全国民、制度化されますと、申請漏れとか、本来、サービスを受けられる国民が、これまで受けられなかったというケースもあるかと思いますが、そういった漏れがなくなって、国民の利便性が高まる。逆の見方を言いますと、サービスを提供する国とか市町村も、その漏れとか錯誤とか、そういったのがなくなって、効率的な仕組みが構築できる。いろいろメリット、デメリットも当然懸念されますけれども、そういうメリットがございますので、このカードを使った新たなサービス提供を考えていきたいと。

済みません。具体的になっていない点がありますので、どういうサービスが本市の場合、活用できるのかというのはまだ説明できませんけれども、今後、有効なメニューがあれば、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ、これはもう要望になると思います。この政策6の地域経営、「市民みんなで考え、行動するまちづくり」という観点、このまちづくりという部分は、平成20年に策定をしました自治基本条例に、私はまちづくりの根幹は網羅されているというふうに私は認識をいたしております。ややもすると、制定されて、市の職員にしてみても、市民の皆さん方にしてみても、我々議員にしてみても、このまちづくりの根幹の自治基本条例のいわゆる意義という部分を忘れがちになりかねない部分があ

るのかもしれませんが。もう一度、やはり当局も再度、自治基本条例の制定当初に戻って、再度再認識をして、まちづくりに取り組んで、我々議会も当然議会基本条例に基づいて施策を展開していきますから、そういう形のまたさらなる展開が必要ではないかと、自治基本条例の中にはまちづくりに関する非常にいい文言がたくさん出ております。市の、市民の役割もたくさん出てまいります。そこあたりを再度認識していけるような、いわゆる取り組みを当局のほうにも要望をさせていただきます。

以上です。

○委員長（持原秀行）要望です。ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）税番号制について、永田部長のほうから詳しい説明がありましたので、ここにも注釈をつけて、記載をしておいてください。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はつきたと認めます。

以上で、施策3を終わります。

次に、施策4について、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上大迫 修）それでは、55、56ページでございます。施策の4、「効果的かつ効率的な行政経営の推進」でございます。

課題は三つ整理させていただいておりますが、①の前段部分を割愛し、後段の部分になりますけれども、今後の行政経営につきましては、交付税の段階的な縮減、少子高齢化等、多くの課題を抱える中で、人・モノ・金などの必要な行政資源を投入していくためにも、成果指標に基づき、客観的な施策、事業を見直す手法でありますとか、重要度・優先度等によって施策、事業を取捨選択し、より重点化を可能にしていく仕組みがどうしても必要だというふうに課題を整理しております。

二つ目に、市が保有します公共施設につきまして、行政サービスの効率化は努めてまいりますが、努めるのは当然のことながら、利用の実態や人口減少等を踏まえた施設の適正配置をさらに進めていく必要があること。また、社会インフラと言われます道路・橋梁など、全体的な基盤につきましても、新たな投資との調整を図りながら、長く使えるような長寿命化対策を進めていく必要があるという施設管理的な視点でございます。

三つ目につきましては、産業でありますとか、医療・福祉でありますとか、単独の自治体では解決しにくい部分を、隣接の自治体等も含めて連携しながら課題解決しなければならない部分については、そういう地域連携ですか、広域的な部分ということが必要であるというふうに整理をいたしました。

このため、右側の施策の方向性につきまして、①行政経営システムの構築ということでございます。

一つ目のひし形の部分では、施策の目標達成及び施策に掲げます事務事業について、目標設定に基づき、事業手段や改革等に結びつけるため、PDCAの仕組みの中の評価を実施し、重要度、優先度を踏まえた経営資源の効果的、効率的な活用を図っていくことが必要といたしております。このため、今回、総合計画にも関係いたしますが、施策、成果等を把握するための市民アンケート調査をつぶさに実施するとともに、事務事業評価、施策評価の結果等につきましても公表し、市民の皆さんと情報を共有するということが必要というふうに考えております。

二つ目の公共施設等の効果的維持管理につきまして三つでございます。一つ目には、公共施設につきまして、利用の実態や今後の利用予測等に基づき、公共施設の白書を策定し、施設の適正配置や機能集約を図っていくことがサービス向上のための一つの要因というふうに捉えております。二つ目につきましては、道路・橋梁等のインフラ、全ての公共施設について、今後どのように利用を図っていくのかという総合管理計画を策定していくことで、効果的な管理と運営に資する必要があるといたしました。三つ目には、未利用資産につきましては、売却等含めた処分の方角性を明確にしていくということでございます。

最後、三つ目、広域連携等の推進につきましては、先ほども申し上げましたが、取り組むべき課題等について、隣接自治体等の連携、また、産業界、大学、金融機関等の産学官の連携を図っていくことを方針として定めてところです。

目指すべき姿は、55ページ中段になります。市政経営の方向性が共有され、市民等が施策の展開に参加しているといったことに持っていくのが行政経営というふうにしたところでございます。

このため、成果指標と目標値については、市民

アンケートによりまして、市民・地域・行政等の役割分担が理解される中で、各種の取り組みが実施されていると思うという市民の割合をアンケートによって調査し、これを引き上げていきたいというふうに考えております。現状は62%でございます。

このため、右側の役割分担につきまして、「(市民)」の皆さんにおきましては、施策へ関心を持ち、みずからも取り組みに参加しようということの啓発を。

行政としましては四つでございます。積極的な情報の提供と提案を行うこと。また、それぞれの活動に関しますニーズを収集していくこと。それと、市民・事業所、地域・団体とのまちづくり活動を促進すること。最後に、施設の関係でございますが、維持管理経費の効率化を図っていくということで整理をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長(持原秀行) ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員(井上勝博) これは、施策の5とも関連している問題で、たびたび本会議でも取り上げている問題で、普通交付税の段階的縮減という問題については、前提条件としてのこれまでの40億円減というのがかなりの緩和が見込まれてくるわけで、市長も新たな財源が出たようなものだというふうに答弁をされているわけです。これ、やっぱり財政運営計画が15年に対して、この基本構想が10年間の構想ということで、そこにギャップといいますか、足の長さが違うというところから、実態は財政的にはいろいろ状況というか、情勢が変わっているのに、計画は従来の財政運営プログラムのもとで進められるという中でこの矛盾というふうに感じているわけですが、来年あたりには、かなり段階的縮小というのがどのぐらいやられるのかというのがわかってくるわけですので。ここの部分なんかは、もうちょっと、それに合った表現をしながら、していく必要があるんじゃないかと、柔軟な対応が必要になってくるんじゃないかというふうに思っているわけですが、繰り返しになると思いますけれども、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○総務部長(今吉俊郎) まさに施策5の中の用意しているテーマなんですけれども。ここで施策

の4では、公共施設の効率的維持管理という分野で、これも財政運営プログラムの中の一つの分野として位置づけて、その御質問だと思います。

前提となっているところの交付税の段階的縮減ですけれども、まだまだ具体的な総務省の方針というのは伝わってきておりませんので、試算はできておりませんが、市長の答弁、多少誤解なさっているようだと思います。いわゆる、この段階的縮減は、5年かかって40億縮減されるのが幾らかは緩和されるという、その部分ですけれども、プラスになることはございません。

ですから、今後、財政のフレームというのはどんどん縮減していく中で、この55ページにもありますとおり、キーワードとしては施設の維持管理にかなりお金がかかっていく、長寿命化対策を進めていくというようなことなどにも、かなり予算を割いていかなければならないという、いわゆるこれから新たなといいますか、これまで想定していなかったさらなる投資といいますか、そういう対策を講じていくようなことなども視野に入れますと、余り期待できる行政サービスの拡大というのは無理があるかと思えます。

あるいは、去年から始まりました臨時給付金とかいったようなものも、国からの制度で、それに基づいて措置もしておりますけれども、それこそ人的措置といったようなものなども含めまして、国の政策に制度に沿ってやっていくという中で、かなりの行政コストというのにもかかっていくというなど、ごく一例として申し上げますけれども、今後、財政フレームというのは好転することはありませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** これまで段階的縮小があるということを前提にして、行政改革が進められ、職員の削減が進められ、施設の処分が進められてきたわけですよね。40億円削減されても大丈夫なところまで目指そうというところへ来ているわけじゃないですか。その中で、しかし、これは全国のやっぱり合併した市町村からの強い要望が政府のほうにも上がって、このままでは地方が本当に疲弊してしまうということから、政府もそこに譲歩を見せて、そして6割を維持するというふうになったわけです。そういう点では、新たな財源が出てきたというふうに市長も答弁していたわけで、決して誤解をしているわけではなくて、やっ

ぱり60%が維持されるというのは、これは決して少ない金額ではないわけですので、やっぱりそれを市民にちゃんと還元していくと。相変わらず市民には厳しい厳しいって言いながら、そういったところをストックしてというようなことがあってはならないというのは川添議員も言ったわけですが、私もそう思います。これ意見です。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（福田俊一郎）** ただいまの部長答弁のほうで、5年で40億ちゅう言い方されたんですけども、来年度から5年間で何割ずつ減っていきますか。ちょっと確認をします。

**○総務部長（今吉俊郎）** 合併特例の期限が切れた後、10年たった後に11、12、13、14、15となっていくんですけども、9割、7割、5割、3割、1割ということで、逆に言えば、1割カット、3割カット、5割カットというふうに縮減されていくということで、平成32年度で40億減るというようなことになるかと思えます。

**○委員（福田俊一郎）** すると、部長のほうでは、5年で40億という言い方だったもんですから、私は5年で今言われた100億ぐらい減っていく。そして6年目で40億という認識でおったんですけども、その辺、もう一回確認をしたいと思えます。

**○総務部長（今吉俊郎）** 9、7、5、3、1、0ですから、6年かかって交付税の上乗せ額が40億だったのがなくなるということですから、交付税の額としては40億減ります。予算規模としては、それを使ってやる事業などを含めて、400億台前半の予算規模にはなるかと思えます。

5年間のその階段を下りていく面積は100億になります。105億という。ですから、5年間で都合、累計で100億の財源がなくなる、減るという、そういう考え方でした。

**○委員（福田俊一郎）** 5年で40億という言い方をされたもんですから、ちょっとおやっというふうに思ったんで、今、言い直されたんで、理解しました。

**○委員（井上勝博）** 何回も繰り返しやってることが、なぜ無視されるのかと。5年間で40億じゃないじゃないですか。6割維持じゃないですか。

それで、5年間のトータルで100億じゃないじゃないですか。それはまだ試算できないわけですよ。そこはやっぱりちゃんと正確に言わないと、変わってきているわけですから。もう本当にそれが通ってしまえば、6割維持というのは一体何なのかということになりますね。

**○総務部長（今吉俊郎）**現在の財政プログラムは、今私が説明申し上げたのは生きております。今後、国からの試算等、詳しく示されれば、見直していくこともあるということで御理解いただければなど。まだ決まったわけではないということで御理解いただきたい。総務省もそのとおりに言っていない。

**○委員長（持原秀行）**質疑はつきたと認めます。以上で、施策4を終わります。

次に、施策5について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上大迫 修）**では、資料は57ページ、58ページでございます。

施策5、「健全で安定した財政運営の推進」でございます。

現状と課題は三つ。まず一つ目の①につきましては、今話題にもなりました普通交付税等の段階的縮減が見込まれ、中長期的に基金の残高が減少することが、サービス提供のために活用することで予測されますので、今後の将来の財政見通しをきちっと把握する必要があるということが一つの大きな課題であるというふうに捉えております。

二つ目につきましては、国の制度見直しとか、社会情勢が変化中、現状の水準でサービスを維持するためには、今抱えております財源、施策の内容等につきまして、事業の見直し、財源拡大の対策など、需要に対応するための財源を確保する財政の仕組みの形を確保する必要があるというふうに整理をいたしました。

三つ目につきましては、収入が減る一方、公共施設等の維持管理等、社会保障費など、経費が上昇することが見込まれることから、必要性や緊急性などから判断した優先度の高い事業に財源を配分というような仕組みなり考え方が必要であるというふうに整理をしたところでございます。

このため、右側の施策の方向性は三つでございます。

将来の財政見通しを算定しますということでございます。これにつきまして、歳入の見込みや財政需要等を考慮した将来税源を把握し、財政見通

しとして策定するとともに、必要な財政情報として提供いたします。見える化でございます。

二つ目に財政規模の確保です。事業見直しや公共施設の統廃合によります維持管理経費の抑制。また、一方で公共投資事業と維持補修費との事業調整などによりまして、経常経費の縮減と事業の重点化の両立を図り、健全な財政規模を確保していくことが必要となりますということでございます。

三つ目は、収入財源の確保と拡大でございますが、当然、市税につきまして、公正な賦課と公平な納税の確保を図るということ。また、一方で未利用資産等の積極的な売却や行政サービスに対する費用負担割合の見直しなど、歳入の確保、拡大に努めていくという形を出しております。

目指すべき姿は、住民から求められる施策展開可能な財政構造が確保されているというふうな書き方でございます。

このため、成果指標につきましては、既に用いておりますが、経常収支比率、市債残高、普通会計ベースです。それと市税の徴収率など、ごらんのように数値のほうを下げ、抑制したり、引き上げたりという形での方向性でございます。

また、市民と行政との役割分担につきましては、市民の部分につきましては、「(市民・事業者)」につきましては、やはり施策、財政の運営への関心を持っていただき、納税義務を果たしていただく。また、サービスに対します適切な負担を求め、御理解をいただくという形のもの。また、「(地域・団体)」につきましても、財政運営のあり方や方向性についての意識を共有していく。共生の部分で共有していく。また、担うべき役割等についての議論を行っていくという形でございます。

特に、行政の役割としましては、健全な財政基盤を堅持するという。また、財政状況の公表等を行い、わかりやすくそういうふうに展開していくこと。市税等につきましては、適正な課税及び徴収率の向上に努めていくという考え方を示したところでございます。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）**ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（谷津由尚）**目標値の設定の仕方ですけど、経常収支比率が90以内というのは、私は余

りにも低過ぎると思っています。なぜかといいますと、本市は地域成長戦略を打ち出して、年間3.5億、平成32年までこれやっていくと。それだけの投資をして、90以内というのは、これまだ硬直化しているという範疇ですよ。やっぱり地域成長戦略とか、そういうことをやっていく以上は、せめて目標値というのは90未満とか、90未満には最低限私は表現すべきだろうと。もし、願わくば85以内ぐらいには、そう設定せんと、地域成長戦略の効果というのは、むしろどこに出てくるのかということになるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

**○総務部長（今吉俊郎）** 経常収支比率につきましては、いわゆるこの数値が高いということは、財政が硬直化しているという指標になります。目標としては90以内を目指すと言いましたのは、望ましいのは80%台というのが望ましいということで、いわゆる経常的などどうしても支出しなければならぬ、義務的経費というのにも置きかえられるかもしれません。そういった経常的な経費に充てる割合が高ければ、先ほど谷津委員おっしゃったような成長戦略的な分野には投資できなくなりますので、むしろ経常経費率を低くして、そして例えば十何%という割合の中で成長戦略などに充てていくといったような考え方を根ざす指標というふうに御理解をいただければと思います。

**○委員（谷津由尚）** そうであれば、地域成長戦略の財政運営プログラムでいう地域成長戦略の投資というのは、私はどういう意義があるのかなと。痛烈にそういうふうに感じます。今ほど御説明いただきましたが、この経常収支比率の必要経常的な、必ず必要な、支出されるべきお金というのはそれだけではなくて、人件費もありますし、扶助費もあります。公債費もあります。扶助費というのは年間2、3億でどんどんふえていくわけで、全市的なそこには政策の結果というのは当然出てくるわけですけども。それだからといって、この成長戦略への投資を下げるということは、いよいよもう先は何をするんですか。先々、薩摩川内市に向けてまちをつくるための投資は何があるんですかという話になりませんか。部長、いかがですか。

**○総務部長（今吉俊郎）** 成長戦略分野への増資というのは、ことし予算でお願いしております地域活性化基金を40億、用意いたします。いわゆ

る財政運営プログラムの中では、人件費、あるいは施設管理費、普通建設事業費といった四つの削減項目だけでは、やはりそれこそ財政運営プログラム、将来に夢を持ってないということで、五つ目にプラスの要因の成長戦略というものを加味したところでございます。

成長戦略分野も観光、あるいは食品、医療周辺ビジネスとか、そういった四つの分野に力を入れていこうということで、今、その緒につきつつあるところですけども。その成長戦略分野の予算枠もありながら、その財源的なものを措置しながら進めていきたいという考えでおりますので、この経常収支比率が即、成長戦略分野に影響を与えていくというものもあるかもしれませんが、大きくは行かないというふうに考えております。

**○委員（谷津由尚）** 影響があったら困るわけですよ。地域成長戦略の投資の結果、この経常収支比率が減るほうにいくと、つまり税収がふえるというふうに結びついていかなきゃいかんわけで、そのための投資をやるわけですから、そこはそうなんです。ですので、そういう意味からしても、90以内という目標の設定は、私はやっぱ納得できません。ちょっと、もう一回、この目標設定、90以内に対して私は納得できないんですが、ちょっと答弁をお願いします。

**○総務部長（今吉俊郎）** いわゆる経常収支比率の全国的な目標というのは、どこの自治体も80%台に持っていくというのがいわゆる健全な財政の指標という意味では言われておりますことで、よろしければ財政課長に補足説明させていただきたいと思っております。

**○財政課長（今井功司）** 数値的なものだけ報告させていただきますと、類似団体の数字で申しますと、平成24年度の数字が直近の公表されている数字でございますが、薩摩川内市本市と同類の2の1の類似団体で経常収支比率が20.2でございます。90.2でございます。申しわけございません。90.2でございます。県内の近隣の鹿屋市でございますと91.5という数字でございます、本日、基本計画のほうでお示しさせていただきました90以内というのは、具体的に数字が限定されない関係で、考え方といたしましては80%台に持っていきたいという考えではございますが、表現上、90以内ということで表現させていただいたものでございますので。

ちなみに、1ポイント落とすとすると、経常的な経費を3億円、本市でいえば3億円削減すると1ポイント下がるという状況のものでございます。

○委員（谷津由尚）まず、交付金が、国からの交付金、県からの交付金がまだ上下することで、ここの比率も上下するわけですので、そこは一定という考え方でちょっと議論させてください。

3億円で1%ここが影響すると。今後、財政プログラムを運営する上では、ここは相当改善されるはずなんです。目標的にいけば、人件費でも7億ぐらい今から減るわけですから。その財政運営プログラムからいったときに、ここは5年後は試算すると幾らになるんですか、交付金の関係にもよりますけど、試算されてます。

○財政課長（今井功司）あくまでも5年の数字でいきますと、内部的に計算いたしますと80%後半になると思います。むしろ90に近いところになるかもしれませんけれども、80%後半の後半というぐらいの数字になろうかと思います。

以上です。

○委員（谷津由尚）私が計算しても、たしか88.9%やったと思う。ですから、財政運営プログラムを本市はやっていくという中で、5年計画ですから、5年後の目標値が90以内という表現はあり得ないと思うんです。この90という数字になぜこだわるかという、90以内というのは90が入るんです。90というのは硬直化しているという見方をされまして、類似自治体はもちろん関係ないです。本市の財政プログラムに対するポリシーです。どう思うんですかということ。

ですから、これを本当にやっていこうとするのであれば、それでここは88とかすべきなんです。それぐらいのアグレッシブさがないと、本当にこの5年計画を何もないじゃないですか、積極性が、いかがですか。

○財政課長（今井功司）申しわけございません。先ほどお話をさせていただきました、あくまでも財政運営プログラム上も88%台のものを想定いたしまして、表現上90%以内というふうな、80%台という意味を込めまして、そういう表現にさせていただいたところでございますので。

○委員（谷津由尚）わかります。わかりますが、この総合計画基本構想の基本計画というものに対する当局のどれだけこれを重きに置くかという、どれだけこの動きの中心に――市政の中心に、こ

れを置くかという、私は意識のあらわれだと思っています。

そういう意味からすると、この表現は、非常に悪い表現をすると、逃げ道をつくっていると。そうじゃないと思います。これが基本になるわけでしょう。これが市政運営の基本になるわけですから、私はそういうことじゃいかんと思います。できれば見直しをお願いします。

○企画政策課長（上大迫 修）成長戦略につきましては、企画政策課のほうで音頭をとって進めている政策でございまして、財政運営プログラムとは密接にかかわっております。委員のほうから言われましたとおり、成長戦略を掲げて政策運営する以上、そののパロメーターとしての成果指標については、訴えるものとしての重要性もあるということでございますので、そこは認識した上で、これを90%未満にするのか、80%台にするのか、再度、当局のほうで検討を加えたいというふうに思います。

○委員長（持原秀行）そこはしっかりと検討方をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はつきたと認めます。これで、施策5を終わります。

以上で、基本計画の全ての施策に係る審査が終了しました。

ここで、議案第111号に係る審査を一時中止します。

△今後の審査の進め方について

○委員長（持原秀行）それでは、次に今後の審査の進め方についてお諮りをいたします。

次回の委員会は、1月23日金曜日に開催することとし、基本計画の施策を踏まえ、基本構想各政策の基本方針を振り返り、その後、第4章の審査に入りたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、そのように今後の審査を進めてまいります。

△閉 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会は以上をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本日の委員会は以上をもって閉会をいたします。

次の委員会は、1月23日金曜日午前10時から第3委員会室で開催いたしますので、よろしくをお願いします。御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総合計画基本構想審査特別委員会

委員長 持原秀行